

平成26年度
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)

公募要領

平成27年5月

補助金を申請及び受給される皆様へ

当法人が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当法人の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 当法人から補助金の交付決定を通知する以前に、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金について

本補助金には主に以下の2事業が含まれています。検討している省エネルギー事業の内容を勘案して、補助事業を選んでください。

本公募要領は、地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(以下、「B類型」という。)の説明になります。

●地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ設備等の改修・更新が対象。省エネ効果については事業所単位で一定以上の省エネ効果やピーク対策効果が達成できる事業に対して補助を行う。(詳細は次ページ以降を参照)

【主なポイント】

- ・補助対象経費は「設計費」「設備費」「工事費」等が含まれる。
- ・既設設備の置き換え等を対象にし、補助事業終了後に成果報告が必要となる。

(参照ホームページ) https://sii.or.jp/category_b_26r/

●最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(以下、「A類型」という。)

最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能が向上していることが確認できる機器等に対して補助を行う。(詳細はA類型の公募要領を参照)

(参照ホームページ) https://sii.or.jp/category_a_26r/

《A類型とB類型の比較》

| | 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 (A類型) | 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業 (B類型) |
|------------------------|---|---|
| 補助対象者 | 事業を営んでいる法人及び個人事業主 | 事業を営んでいる法人及び個人事業主 |
| 補助対象経費 | 補助対象機器等の購入費のみ | 設計費・設備費・工事費等 |
| 補助率 | 1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内) | 通常事業 1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内) エネマネ事業者を活用する場合 1/2以内(中小企業、エネルギー多消費企業は2/3以内) |
| 補助金上限・下限 | 上限:1.5億円(1事業者あたり) 下限:50万円(1事業所あたり) ※1事業者につき申請は1回まで。 | 上限:50億円(1申請あたり) 下限:100万円(1申請あたり) |
| 省エネに関する要件 | 最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等。 | 工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること。 ※申請パターン毎の省エネ効果等の詳細は、P.7「申請パターン」を参照のこと。 |
| 申請スキーム | 随時申請、随時採択 | 一定の申請期間後、一括で採択発表 |
| 申請から採択までの期間(目安) | 約2~4週間(申請状況により異なる) | 公募締切後、約2ヵ月 |
| 事業期間 | 単年度 | 単年度 |
| エネマネ事業者の活用 | 活用できない | 活用できる |
| SIIに登録された証明書発行団体の性能証明書 | 必要 | 不要 |

**同一事業所において(A類型)と(B類型)両事業への申請は不可。
(A類型)と(B類型)ともに導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。**

目次

| | |
|---|-----|
| 補助金を申請及び受給される皆様へ | 1 |
| 平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金について | 2 |
| 1. 全体概要 | |
| 1.1 事業の概要 | 5 |
| 1.2 補助金名称 | 6 |
| 1.3 事業区分及び補助率 | 6 |
| 1.4 申請パターン | 7 |
| 1.5 事業実施スキーム | 9 |
| 1.6 予算額 | 9 |
| 1.7 補助金限度額 | 9 |
| 1.8 補助対象経費 | 10 |
| 1.9 補助対象事業者及び申請単位 | 11 |
| 1.10 事業期間 | 11 |
| 補足①「共同実施について」 | 12 |
| 2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】 | |
| 2.1 補助対象事業 | 15 |
| 2.2 補助対象設備 | 15 |
| 2.3 事業区分の組み合わせ | 15 |
| 補足②「省エネルギー効果について」 | 16 |
| 3. 区分Ⅱ【電力需要平準化対策設備・システム導入支援】 | |
| 3.1 補助対象事業 | 19 |
| 3.2 補助対象設備 | 19 |
| 3.3 事業区分の組み合わせ | 20 |
| 補足③「ピーク対策効果について」 | 21 |
| 補足④「増エネとならないことについて」 | 22 |
| 4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】 | |
| 4.1 補助対象事業 | 25 |
| 4.2 補助対象設備 | 26 |
| 4.3 その他 | 26 |
| 補足⑤「エネマネ事業者を活用する場合における 省エネルギー効果・ピーク対策効果について」 | 27 |
| 補足⑥「エネマネ事業者を活用する場合における 契約締結について」 | 27 |
| 補足⑦「エネマネ事業者を活用する場合における 共同実施の契約形態について」 | 28 |
| 5. 事業の実施 | |
| 5.1 スケジュール | 31 |
| 5.2 公募 | 32 |
| 5.3 審査及び交付決定 | 33 |
| 5.4 補助事業の開始～完了 | 34 |
| 5.5 実績報告～補助金の支払い | 35 |
| 5.6 「補助金の支払い」以降 | 36 |
| 補足⑧「中小企業の定義について」 | 37 |
| 6. 申請方法 | |
| 6.1 申請方法 | 39 |
| 6.2 提出書類一覧 | 40 |
| 6.3 書類提出と締切 | 42 |
| 6.4 提出先 | 42 |
| 6.5 申請書類チェックリスト | 43 |
| 7. 申請書類の様式・入力例 | |
| 7.1 交付申請書 | 47 |
| 7.2 実施計画書 | 52 |
| 7.3 区分Ⅰ計画書 | 62 |
| 7.4 区分Ⅱ計画書 | 72 |
| 7.5 区分Ⅲ計画書 | 90 |
| 8. 添付資料の例 | |
| 8.1 設備設置承諾書 | 105 |
| 9. 資料 | |
| 9.1 日本標準産業分類 | 109 |
| 9.2 EMSのシステム・機器要件 | 110 |
| 10. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 113 |
| 11. 交付規定(抜粋) | 117 |

1. 全体概要

1.1 事業の概要

産業分野においては、これまで、適切なエネルギー管理や省エネルギー設備投資の推進等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門、業務部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーの推進を図ることが喫緊の課題となっている。

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)は、事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、既設の工場・事業場等における先端的な省エネ設備・システム等の導入であって「省エネルギー効果・電力ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」等を踏まえて政策的意義の高いと認められる事業に対し、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程(以下、「交付規程」という。)に基づき国庫補助金(経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金)の交付を行う。

具体的には、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化を行う際に必要となる費用を補助する。また、電力ピーク対策についても支援対象とするとともに、エネルギー管理支援サービス事業者(以下、「エネマネ事業者」という。)と連携し、エネルギーマネジメントシステム(以下、「EMS」という。)を導入することでより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援を行う。

なお、本事業は単年度事業とする。

※「エネルギー管理支援サービス事業者(エネマネ事業者)」とは、省エネ設備・システムや電力ピーク対策に寄与する設備・システムなどに対して、EMSを導入し、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する者として、SIIに登録された者のことである。

※「工場・事業場等」とは、省エネ法の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

※「技術の先端性」とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用(投資)回収期間が必要であることをいう。

1.2 補助金名称

平成26年度 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)

1.3 事業区分及び補助率

| 区分 | 区分名称 | 補助率 | | |
|-----|--------------------------------|--|--------------------|---------------------|
| | | 中小企業者（個人事業主、 小規模事業者を含む）又は エネルギー多消費企業 | | その他事業者 |
| | | 全ての事業所 | FIT減免認定を 受けた事業所 | その他の事業所 |
| I | 省エネ設備・システム導入支援 | 補助対象経費の 1 / 2 以内 | | 補助対象経費の 1 / 3 以内 |
| II | 電気需要平準化対策設備・シス テム導入支援 | | | |
| III | エネマネ事業者を活用する場合 (Ⅲ単体での申請は不可) | 補助対象経費の 2 / 3 以内 | | 補助対象経費の 1 / 2 以内 |

+

【 I. 省エネ設備・システム導入支援】とは（詳細は、P. 15～参照）

工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による省エネルギー事業。

【 II. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援】とは（詳細は、P. 19～参照）

工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の電力使用量を削減する事業。

【 III. エネマネ事業者を活用する場合】とは（詳細は、P. 25～参照）

エネマネ事業者と連携し、省エネ設備・システム等又は電気需要平準化対策設備・システムに加え、EMSを用いた設備の制御により、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業。

【エネルギー多消費企業】とは

売上高に対する、エネルギーコストの割合が10%以上の企業。

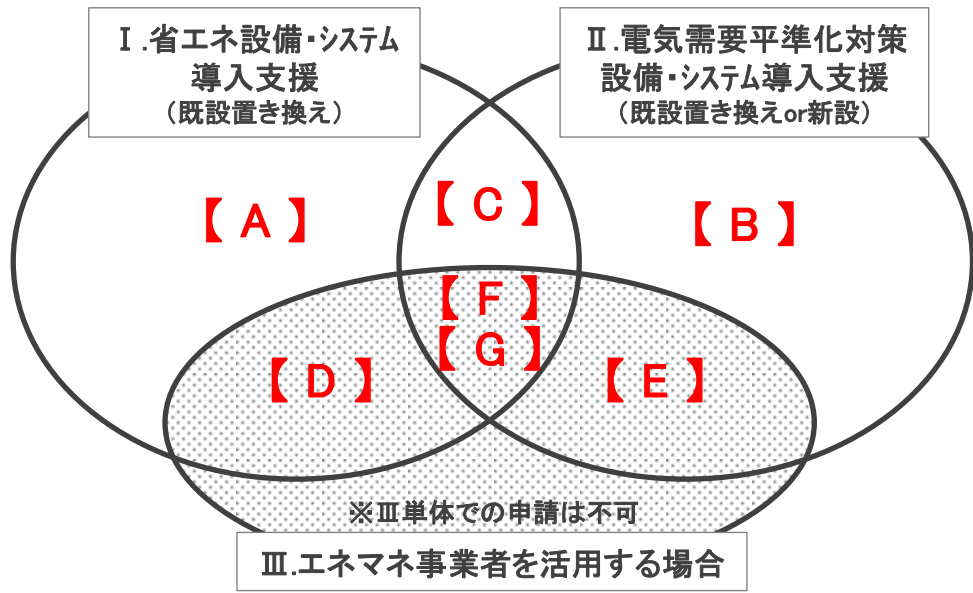
【FIT減免認定を受けた事業所】とは

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けた事業所。

1.4 申請パターン

(1) 事業の体系図

ポイント
 ○申請のパターンは【A】～【G】の7種類。
 ○申請パターンに応じて、申請可能要件が異なります。



(2) 申請パターン

※各申請パターンに示されている要件を全て満たす必要があります。
 ※詳細は、P.8申請可能要件をご確認ください。

| 区分 申請 パターン | 《区分Ⅰ》 省エネ 設備・システム導入支援 | 《区分Ⅱ》 電気需要平準化対策 設備・システム導入支援 | 《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合 |
|------------------|--|---|-----------------------------|
| A | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 | | |
| B | | ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク削減効果 増エネとならないこと | |
| C | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 | | |
| D | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上 | | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 |
| E | | ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク削減効果 増エネとならないこと ピーク削減効果 50%以上 or 4500千kWh以上 | ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 |
| F | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上 | | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 |
| G | 省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク削減効果 50%以上 or 4500千kWh以上 | | ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 |

(3) 申請可能要件一覧

補助事業者は、申請内容に応じて、以下の申請パターンからいずれかを選択し、各申請パターンに示されている申請可能要件を全て満たしている場合に、申請を行うことができる。

| 申請 パターン | 区分 | 《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援 | 《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援 | 《区分Ⅲ》 エネマネ事業者 を活用する場合 | 申請可能要件 (注1) (各申請パターンに示されている要 件を全て満たす必要がある) | 補助率 | | |
|------------|----|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|--------------------|---------|
| | | | | | | 中小企業者 (個人事業主、小規模 事業者を含む)又は エネルギー多消費企業 | | その他事業者 |
| | | | | | | すべての事業所 | FIT減免認定を 受けた事業所 | その他の事業所 |
| A | ● | | | | ① | 補助対象経費の 1/2以内 | 補助対象経費の 1/3以内 | |
| B | | ● | | | ④ | | | |
| C | ● | ● | | | (申請全体に対して)→① (申請全体に対して)→⑤ | | | |
| D | ● | | ● | | (Ⅰに対して)→① (Ⅲに対して)→② (申請全体に対して)→③ | 補助対象経費の 2/3以内 | 補助対象経費の 1/2以内 | |
| E | | ● | ● | | (Ⅱに対して)→④ (Ⅲに対して)→⑥ (申請全体に対して)→⑦ | | | |
| F | ● | ● | ● | | (ⅠとⅡの合算に対して)→① (ⅠとⅡの合算に対して)→⑤ (Ⅲに対して)→② (申請全体に対して)→③ | | | |
| G | ● | ● | ● | | (ⅠとⅡの合算に対して)→① (ⅠとⅡの合算に対して)→⑤ (Ⅲに対して)→⑥ (申請全体に対して)→⑦ | | | |

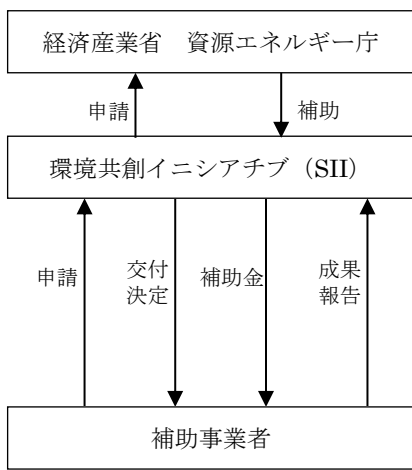
(注1) 《申請可能要件》

- ①工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上であること。
- ②工場・事業場等における、EMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果について、省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。省エネルギー効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果も含めるが、区分Ⅰ・区分Ⅱの省エネルギー効果は除く。
- ③工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修及びEMSを用いた設備の制御による申請全体の省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl(原油換算)以上であること。省エネルギー効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果も含める。
- ④工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の電力使用量削減効果(以下、「ピーク対策効果」という。)において、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できること。(詳細は、P.22を参照)

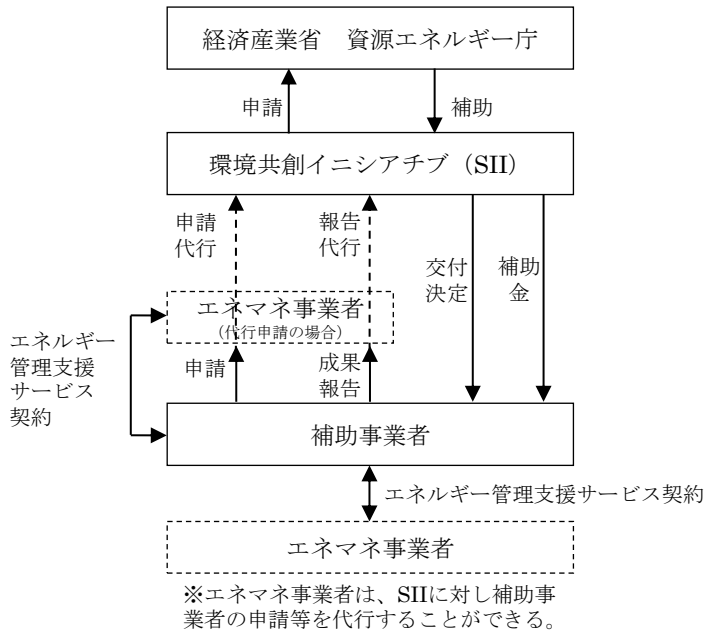
- ⑤工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等によりピーク対策効果において、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であること。
- ⑥工場・事業場等における、EMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果について、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。ピーク対策効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果も含めるが、区分Ⅰ・区分Ⅱのピーク対策効果は除く。
- ⑦工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等及びEMSを用いた設備の制御により、申請全体のピーク対策効果において、ピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。ピーク対策効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果も含める。

1.5 事業実施スキーム

申請パターンA、B、Cに申請する場合



申請パターンD、E、F、Gに申請する場合
(エネマネ事業者を活用する場合)



1.6 予算額

最大125億円程度

1.7 補助金限度額

上限:1事業あたりの補助金 50億円

下限:1事業あたりの補助金 100万円(補助金100万円未満は対象外)

※補助率1/3の場合は補助対象経費300万円以上、1/2の場合は200万円以上、2/3の場合は150万円以上。

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることを、あらかじめ了承のこと。

1.8 補助対象経費

(1) 補助対象範囲

| | |
|-------|---|
| 設計費 | 補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。 |
| 設備費 | 補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。 |
| EMS部分 | 計測計量機器 電力量センサ、ガスメーター、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 など モニター装置 監視用端末、PC、ローカルサーバ など 制御機器 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、自動制御関連設備(VAVなど) 通信装置 モデム・ルーター など 制御用配管配線及び付属品、工事部材 など |
| 工事費 | 補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。 |
| 諸経費 | 補助事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))。 |

※個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

※工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

※以下の経費については補助対象外とする。

- ・SIIが補助対象外と判断した機器、設備・システム
- ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- ・外構工事費(土木工事等)、及び事業に関係のない工事費
- ・既設設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・資産計上できない設備・システム等
- ・消費税

(2) 他の補助事業等との調整

① 同一事業所において(A類型)と(B類型)両事業への申請はできない。

なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であれば(A類型)と(B類型)の両事業へ申請することができる。

② 本補助金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)との併用はできない。

③ 本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできない。

④ 導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

1.9 補助対象事業者及び申請単位

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

※個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を提出のこと。

(1) 単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

(2) 共同実施

以下のいずれかの場合には、複数の者の共同実施事業として取り扱う。

- ①申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と当該設備等の所有者又はエネルギー使用者が異なる場合。
- ②当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを特定の他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する場合。

共同実施は、関係事業者全員を申請者とし、申請単位は、当該事業に関係する全ての対象工場・事業場等を一括することとする。

※余剰エネルギーとは、現状廃棄しているエネルギー又は物質を回収、変換すること等により得られるエネルギー、又はエネルギー効率改善の範囲内で発生するエネルギーを指す。

⇒詳細は「補足① 共同実施について」を参照(P.12)

※工場・事業場等、敷地内に併設されている業務用ビルについては、原則、工場・事業場等の単位で申請すること。

※工場・事業場等の外にエネルギー供給する場合は、供給先が特定されていること。

1.10 事業期間**(1) 事業開始日**

SIIの交付決定日を事業開始日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。

ただし、それに関する3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

⇒詳細はSIIホームページに掲載される「交付申請書作成の手引き」を参照

(2) 事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。

原則、平成28年1月29日までに事業に関わる全ての支払いを完了すること。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

補足①「共同実施について」**(1)ESCOを利用する場合**

- ・ESCOを利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO事業者は1申請について1社とする。
- ・シェアード・セイビングス契約に限る。
- ・導入による省エネルギー効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ・ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。

※「区分Ⅲエネマネ事業者を活用する場合」は、以下の点も併せて留意すること。

- ・エネマネ事業者がESCO契約を行うこととし、EMS導入、エネルギー管理支援サービス及び設備・システム導入を包含した契約とすること。
- ・3年以上の契約解除禁止期間を設定すること。
- ・補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)を使用することを前提とした契約とすること。なお、契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備を補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、補助事業者は、所有権移転後も、補助金の交付目的に従って補助対象設備・システムの効率的運用を図ることとする。(詳細は、「4. 区分Ⅲ エネマネ事業者を活用する場合」P.25～参照)

(2)リースを利用する場合

- ・リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は1申請について1社とする。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- ・同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。

※エネマネ事業者を活用する場合は、以下の点も併せて留意すること。

- ・3年以上の契約解除禁止期間を設定すること。
- ・補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)を使用することを前提とした契約とすること。なお、契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備を補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、補助事業者は、所有権移転後も、補助金の交付目的に従って補助対象設備・システムの効率的運用を図ることとする。(詳細は、「4. 区分Ⅲ エネマネ事業者を活用する場合」P.25～参照)

(3)商業用ビル等の場合

- ・補助事業者が建築物の所有者の場合は、所有者全員の申請とする。ただし、店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提出するものとする。
- ・補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。※「設備設置承諾書」参照(P.105))
- ・補助事業者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者(B、C、…)を含む場合は、他のエネルギー使用者(B、C、…)が設備を適切に使用することを確認し、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C、…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

(4)余剰エネルギーを他事業者へ供給する場合のエネルギー管理単位(申請単位)

- ・A事業者とB事業者が共同で事業を実施する場合において、A事業者とB事業者の両方で省エネルギーを図る場合、両事業者全体がエネルギー管理単位となり、両事業者による共同申請とすること。
- ・A事業者とB事業者が共同で事業を実施する場合において、A事業者がB事業者による余剰エネルギーを受けてA事業者のみが省エネルギーを図る場合、A事業者のみがエネルギー管理単位となり、両事業者による共同申請とすること。

2. 区分 I

【省エネ設備・システム導入支援】

2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】

2.1 補助対象事業

日本国内で実施される事業であって、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等による省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上の省エネルギー事業(単年度)を対象とする。

※新設とみなされる工場・事業場等への設備の導入は対象外とする。ただし、既設の工場・事業場等を廃止して工場・事業場等を新設する場合の設備の導入は、既設設備の置き換えとなるため補助対象とする。

⇒省エネルギー計算の詳細は「補足② 省エネルギー効果について」を参照(P.16～)

2.2 補助対象設備

①既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上確保される設備であること。なお、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える前の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外。

※既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

②原則として、導入する設備が兼用設備、又は将来用設備、又は予備設備等でないこと。

③償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。

④安全上の基準等を満たしている設備であること。

⑤エネルギー消費を抑制する目的に関係のない機能を、オプション等により追加していない設備であること。

⑥「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備であること。

2.3 事業区分の組み合わせ

(1) 区分Ⅱと組み合わせる場合

区分Ⅰは、区分Ⅰのみで事業を申請・実施するほかに、区分Ⅱと組み合わせることで事業を申請・実施することができる(申請パターンC)。

⇒詳細は「3. 区分Ⅱ 3.3 事業区分の組み合わせ」を参照(P.20)

(2) エネマネ事業者を活用する場合

区分Ⅰは、区分Ⅰのみで事業を申請・実施するほかに、区分Ⅲと組み合わせることで事業を申請・実施することができる(申請パターンD)。

⇒詳細は「4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】」を参照(P.25～)

補足②「省エネルギー効果について」(1)

申請する全事業区分の省エネルギー効果を統合して、以下の条件を満たすこと。

- ・計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は**必達**のこと。

※計画省エネルギー量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。

例えば、最大1000klの省エネルギーができる計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。
1000kl±10%のような記載はしないこと。

※実績報告時に行う省エネルギー効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。

※事業完了から1年後の省エネルギー実績報告時に省エネルギー実績が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

- ・計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。
- ・計画省エネルギー量は、年間量で示すこと(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。)。また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含めないこと。
- ・単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。
- ・エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算(「原油換算係数表」参照)する。
- ・省エネルギー効果については、平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。省エネ法上のエネルギー管理指定工場は、平成25年度の定期報告書を使用してもよい。
- ・省エネルギー効果の算出に使用した置き換え対象設備及び工場・事業場等全体の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ・燃料代替の場合、省エネルギー効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。
- ・省エネルギーに寄与する設備でも、P.21に示すピーク対策効果(電力量)を記載することができる場合は、審査に用いるため申請書に記載すること。(申請パターンA及びDは任意。ただし、記載されている場合は、実績報告時の必達値となるので注意すること。)

補足②「省エネルギー効果について」(2)

原油換算係数表(燃料)

| (省エネ法施行規則(平成26年4月1日施行改正)の第4条第1項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl) | | |
|--|-----------------|---------|
| 燃料名・量 | | 発熱量(GJ) |
| 原油 | 1kl | 38.2 |
| 原油のうちコンデンセート(NGL) | 1kl | 35.3 |
| 揮発油(ガソリン) | 1kl | 34.6 |
| ナフサ | 1kl | 33.6 |
| ジェット燃料油 | 1kl | 36.7 |
| 灯油 | 1kl | 36.7 |
| 軽油 | 1kl | 37.7 |
| A重油 | 1kl | 39.1 |
| B・C重油 | 1kl | 41.9 |
| 石油アスファルト | 1トン | 40.9 |
| 石油コークス | 1トン | 29.9 |
| 液化石油ガス(LPG) | 1トン | 50.8 |
| 石油系炭化水素ガス | 千m ³ | 44.9 |
| 液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。) | 1トン | 54.6 |
| その他可燃性天然ガス | 千m ³ | 43.5 |
| 原料炭 | 1トン | 29.0 |
| 一般炭 | 1トン | 25.7 |
| 無煙炭 | 1トン | 26.9 |
| 石炭コークス | 1トン | 29.4 |
| コールタール | 1トン | 37.3 |
| コークス炉ガス | 千m ³ | 21.1 |
| 高炉ガス | 千m ³ | 3.41 |
| 転炉ガス | 千m ³ | 8.41 |

都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。

原油換算係数表(熱)

| (省エネ法施行規則(平成26年4月1日施行改正)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl) | | |
|--|-----|---------|
| 熱の種類・量 | | 発熱量(GJ) |
| 産業用蒸気 | 1GJ | 1.02 |
| 産業用以外の蒸気 | 1GJ | 1.36 |
| 温水 | 1GJ | 1.36 |
| 冷水 | 1GJ | 1.36 |

原油換算係数表(電気)

| (省エネ法施行規則(平成26年4月1日施行改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl) | | |
|--|------|---------|
| 電気の量 | | 発熱量(GJ) |
| 一般電気事業者から昼間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む | 1kWh | 9.97 |
| 一般電気事業者から夜間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む | 1kWh | 9.28 |
| 上記以外の買電 | 1kWh | 9.76 |

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算すること。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。

⇒詳細はSIIホームページに掲載される

「交付申請書作成の手引き 別冊(省エネルギー計算について)」を参照

3. 区分Ⅱ

【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

3.1 補助対象事業

日本国内において実施される事業であって、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システム^{注1}の新設等により、ピーク対策効果(電気需要平準化時間帯^{注2}の電力使用量削減効果)において、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できる事業(単年度)について対象とする。

⇒「ピーク対策効果」の詳細は、「補足③ピーク対策効果について」を参照(P.21)

⇒詳細は、「補足④増エネとならないことについて」を参照(P.22)

注1 「一部設備・システム」とは、蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く。)のことを指す。

これらの新設と併せて、蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備等以外の設備の新設を行う場合は、全て補助対象外となる。また、建物自体の新築と併せて設備・システムを新設する場合は、補助対象外となる。

注2 「電気需要平準化時間帯」とは、7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時までの時間帯のこと。時間帯別の電力使用量が把握できていない場合は、補助対象外となる。

3.2 補助対象設備

①工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システム(「3.1補助対象事業」の項を参照)の新設等により、ピーク対策効果において、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できる設備・システムであること。

※既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

②原則として、導入する設備が兼用設備、又は将来用設備、又は予備設備等でないこと。

③償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。

④安全上の基準等を満たしている設備であること。

⑤エネルギー消費の抑制とピーク対策の目的に関係のない機能を、オプション等により追加していない設備であること。

3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

3.3 事業区分の組み合わせ

(1) 区分Ⅰと区分Ⅱの組み合わせ(申請パターンC)

区分Ⅰと区分Ⅱを組み合わせる場合の補助対象事業は次の通り。

日本国内において実施される事業であって、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、区分ごとでなく申請全体として、
①省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上

かつ

②ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上の省エネルギー事業(単年度)を対象とする。

※同じ設備(例えば、LED照明器具等)を出力や数量によって区別し、片方を区分Ⅰもう片方を区分Ⅱとして組み合わせで申請することはできない。申請パターンCは、1区分ごとに1設備以上の複数設備を同時に導入する場合の申請パターンとなる。

※省エネルギーを目的とする設備については、基本的には区分Ⅰに記載すること。

※区分Ⅰについて、省エネルギー効果が発生しない設備を導入することはできない。

※区分Ⅱについて、ピーク対策効果が発生しない設備を導入することはできない。

(2) エネマネ事業者を活用する場合

区分Ⅱは、区分Ⅱのみで事業を申請・実施するほかに、区分Ⅱに加えて区分Ⅲと組み合わせ、又は区分Ⅰ及びⅡに加えて区分Ⅲと組み合わせ、事業を申請・実施することができる(申請パターンE、F、G)。

⇒詳細は「4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】」を参照(P.25～)

補足③ 「ピーク対策効果について」

・計画ピーク対策効果量(申請時のピーク対策効果量(kWh))は**必達**のこと。

※計画ピーク対策効果量は、原則、①事業前の7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時までの昼間買電実績の量と、②事業後の同期間、同時時間帯の計画昼間買電量を比較して、算出する。

※計画で、昼間買電を、夜間買電にシフトする場合、夜間買電が増加する分は計算に含めなくてよい。「8時から22時まで」で削減できる予定の電力量全てを、「計画ピーク対策効果量」として算出してよい。

※計画ピーク対策効果量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。

例えば、最大200,000kWhのピーク削減ができる計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、180,000kWhとする。200,000kWh ±10%のような記載はしないこと。

※実績報告時に行うピーク対策効果の報告は計画値とするが、事業完了から1年後の成果報告時のピーク対策効果実績が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

・計画ピーク対策効果率は、削減するピーク対策時間帯の電力使用量を、電力のピーク対策時間帯の電力使用量全体に対する割合で示すこと。

・計画ピーク対策効果量は、年間量(電気需要平準化時間帯である、7月～9月及び12月～3月の合計)で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。)また、他のピーク対策事業のピーク対策効果を含めないこと。

・ピーク対策効果については、平成25年度の電気需要平準化時間帯(平成25年7月1日から9月30日、及び平成25年12月1日から平成26年3月31日)の電力使用量の実績データにより算出すること。

なお、電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しておらず把握できない場合、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量から算出すること。

・既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修の場合は、ピーク対策効果の算出に使用した対象設備及び工場・事業場等全体の実績データの確証を申請時に添付すること。

・一部設備・システムの新設の場合は、新規に設置する設備・システムの仕様や、工場・事業場等全体の電力使用量の実績データなどにより算出すること。

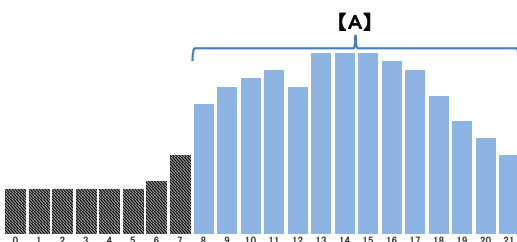
・燃料代替の場合、ピーク対策効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

・ピーク対策に寄与する設備でも、省エネルギー効果(原油換算)を、申請書に記載すること。(補足③も参照すること)

申請可能要件の概念図

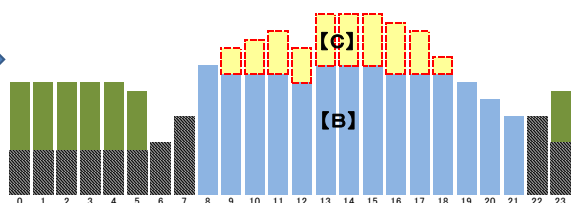
ピーク対策設備導入前

■ 電気需要平準化時間帯の電力使用量(8時～22時)【A】
■ 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量



ピーク対策設備導入後

■ 電気需要平準化時間帯の電力使用量(8時～22時)【B】
■ 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量
■ 蓄電、蓄熱をする為に使った夜間電力
■ ピーク対策効果量【C】



ピーク対策効果率(%) = $\frac{【C】\text{ピーク対策効果量}}{【A】\text{電気需要平準化時間帯の電力使用量}} \geq 5\%$

ピーク対策効果量(kWh)【C】 = $【A】\text{電気需要平準化時間帯の電力使用量} - 【B】\text{電気需要平準化時間帯の電力使用量} \geq 1900\text{千kWh}$

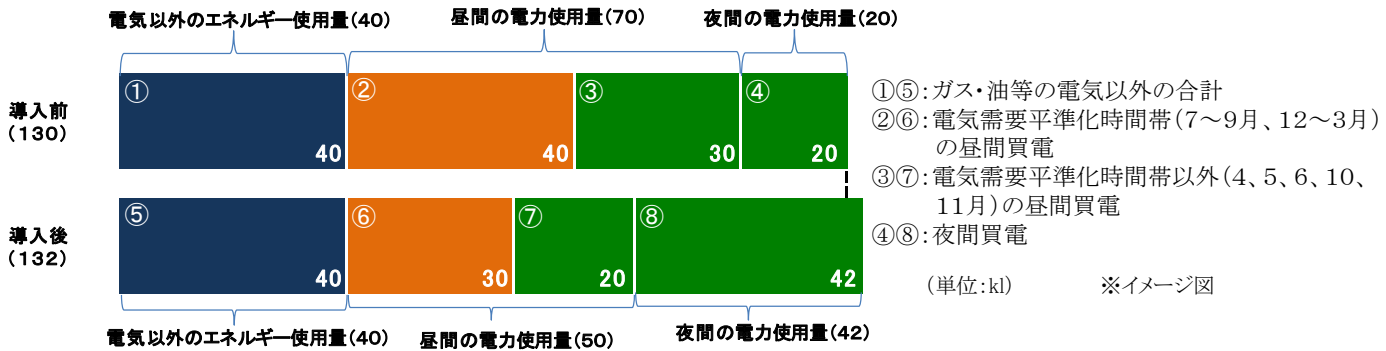
図は、1日のイメージだが、これを7月～9月及び12月～3月について積算し、要件を満たすか確認する。

補足④ 「増エネとならないことについて」

○本補助金における「増エネとならないこと」の計算方法

省エネルギー効果(原油換算)において、増エネとならないこと。ただし、省エネ法における電気需要平準化評価係数(1.3倍)を加味した使用量が、事業前後で増加していなければ、増エネではないとする。

蓄電池を導入した場合のケース(ピークシフト)



算定式は以下の通り。

電気需要平準化時間帯のみ1.3倍してよい。

$$\frac{\text{【導入後】}⑤ + (\text{⑥} \times 1.3 + \text{⑦} + \text{⑧})}{\text{【導入前】}① + (\text{②} \times 1.3 + \text{③} + \text{④})} \leq 1$$

上記の図の場合、以下の計算結果から、1以下であることが確認できるので、増エネとなっていないこととなる。

$$\frac{40 + (30 \times 1.3 + 20 + 42)}{40 + (40 \times 1.3 + 30 + 20)} = 0.99$$

また、本計算は区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】の事業のみで確認を行うこととする。なお、区分Ⅱの原油換算表に、上記の検算式が入っているので、必ず確認すること。

平成25年度の省エネ法改正では、需要家側(補助事業者)における対策として以下のような改正が実施された。

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS等)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にします。

上記に伴い、電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減を行う事業の場合、これ以外の時間帯における削減量よりも改善率への寄与が大きくなるよう、電気需要平準化時間帯の電力使用量を1.3倍して評価するものとしている。

4. 区分Ⅲ

エネマネ事業者を活用する場合

4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

4.1 補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

①日本国内において実施される事業であること。

②区分Ⅰ、Ⅱの事業とともに、エネマネ事業者がエネルギー管理支援サービスを実施するために、SIIが指定する機能要件を満たすものとして事前に登録されたEMSを設置すること。

※EMS(エネルギーマネジメントシステム):工場・事業場等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見える化と併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステム。

※エネルギー管理支援サービス:以下の要件を満たしていることを、事前にSIIの確認を受けたもの。

- i (見える化サービス) 補助事業者及びエネマネ事業者において補助事業者の電力使用量をリアルタイム(30分間隔)で把握ができること。
- ii (DRサービス) エネマネ事業者側の操作により補助事業者の系統電力の使用量の抑制を図ることができること。
- iii (診断サービス) 補助事業者に対して、省エネ診断報告書等を年度内に1回以上提供し、継続的な省エネアドバイスや設備・システム更新に関する提案を行うこと。
- iv (省エネサービス) 補助事業者において設備・システム導入後の省エネルギー量を確実にするため、省エネアドバイス、チューニング、ESCO等いずれかの省エネサービスを実施すること。

※EMSの設置については、必ずしも新設する必要はなく、既に設置済みのシステム・機器を流用・改修しても構わないこととする。ただし、SIIに本公募で登録されているシステム・機器であり、要件を満たすこと。

※EMS導入のみの申請は不可。

※エネマネ事業者が複数社でコンソーシアムを形成している場合、登録したシステム・機器を共有し、提供することができる。

③エネマネ事業者との間で、3年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されること。なお、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約は、同一のエネマネ事業者と締結すること。

※同一コンソーシアムの場合でも、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約の締結先エネマネ事業者は同一である必要がある。

④区分Ⅰの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、区分Ⅰの要件に加え、工場・事業場等における、EMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果について、省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。省エネルギー効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果も含めるが、区分Ⅰ・区分Ⅱの省エネルギー効果は除く。

また同時に、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、及びEMSを用いた設備の制御による申請全体の省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl(原油換算)以上であること。(申請パターンD)

4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

⑤区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、区分Ⅱの要件に加え、工場・事業場等における、EMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果について、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。ピーク対策効果には、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果も含めるが、区分Ⅰ・区分Ⅱのピーク対策効果は除く。

また同時に、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等及びEMSを用いた設備の制御による申請全体のピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。(申請パターンE)

※区分Ⅰ+区分Ⅱに対しエネマネ事業者を活用する場合は、上記④、⑤のいずれかの条件を満たすこととするが、工場・事業場等における、申請全体の省エネルギー率・量およびピーク対策効果率・量は、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善などの改修、又は一部設備・システムの新設等、及びEMSを用いた設備の制御により満たすこと。なお、区分Ⅰ+区分Ⅱの要件については、区分Ⅰと区分Ⅱの合算で満たすこと。(申請パターンF、G)

※エネマネ事業者を活用する場合の省エネルギー計算、ピーク対策効果計算は、EMSを用いた設備の制御による効果のみとすること。なお、事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

⇒省エネルギー効果・ピーク対策効果の考え方については、

「補足⑤エネマネ事業者を活用する場合における省エネルギー効果・ピーク対策効果について」を参照(P.27)

4.2 補助対象設備

①「9.2 EMSのシステム・機器要件」を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

※計測については、区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備、EMSによる制御対象設備について計測するものを補助対象とすることができる。

※制御については、省エネルギー効果・ピーク対策効果が発生するものを制御する場合は補助対象とすることができる。

※対象・対象外設備の計測・制御が混在する場合は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。

②償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。

③安全上の基準等を満たしている設備であること。

④補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)、適切に管理されること。

⇒EMSの機能要件については、「9.2 EMSのシステム・機器要件」を参照(P.110)

4.3 その他

補助事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者を選定し、EMSの導入と、エネルギー管理支援サービスの提供を通じて、省エネルギー・ピーク対策を推進する。また、補助事業者及びエネマネ事業者は、電力需給逼迫時などに国等が発する電力消費抑制の協力要請があった場合、可能な限り応じなければならない。

なお、エネマネ事業者はSIIへの申請等を代行することができる。

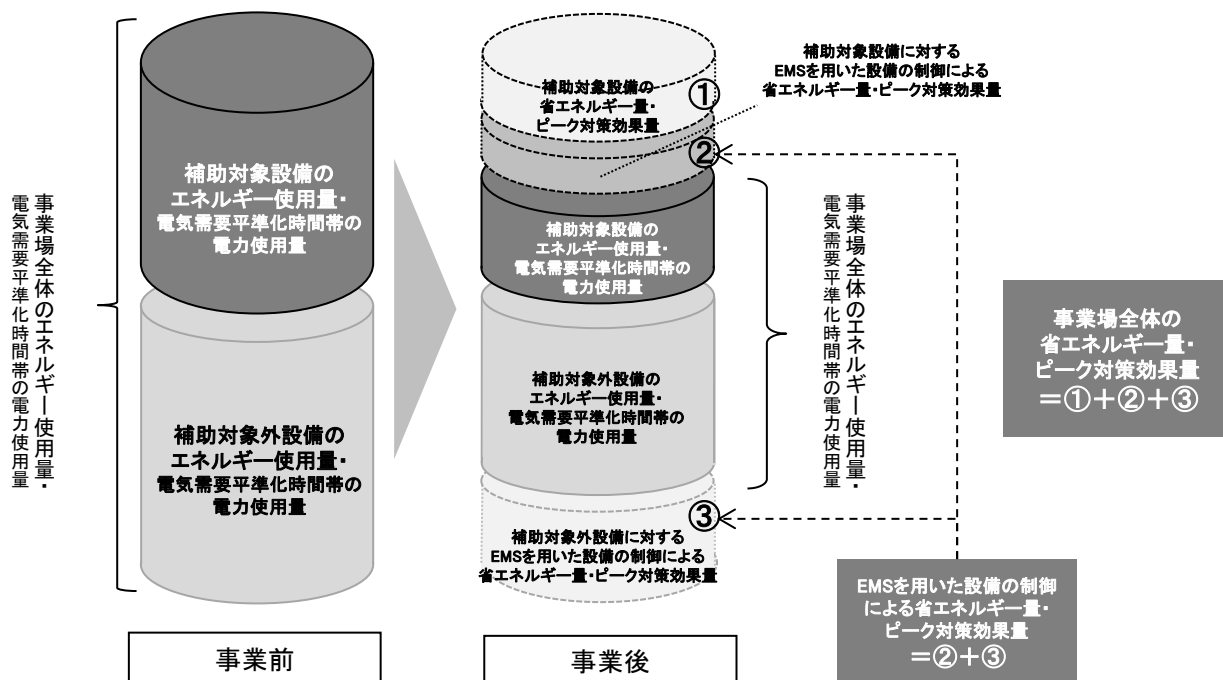
⇒エネマネ事業者一覧及びエネマネ事業者が提供する補助対象システム・機器については、SIIホームページに記載される「エネマネ事業者一覧」を参照

4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

補足⑤ 「エネマネ事業者を活用する場合における省エネルギー効果・ピーク対策効果について」

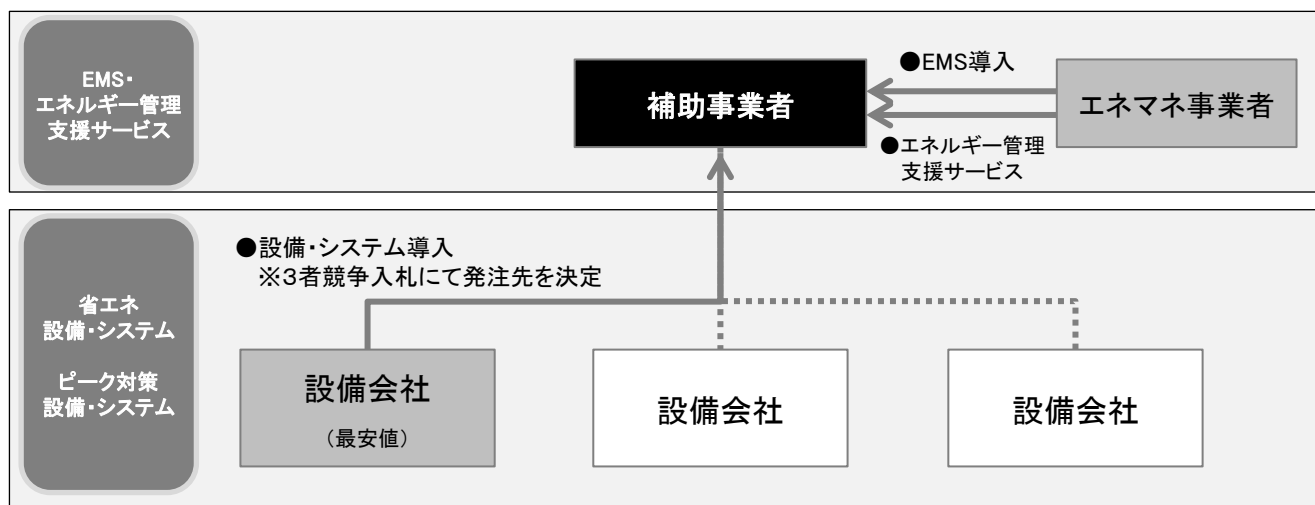
エネマネ事業者を活用する場合における導入効果の考え方は以下の通り。

※申請パターンD, Fは省エネルギー効果の、申請パターンE, Gはピーク対策効果の申請可能要件を満たす必要がある。



補足⑥ 「エネマネ事業者を活用する場合における契約締結について」

エネマネ事業者を活用する場合の基本スキームは以下の通り。



・EMS導入、エネルギー管理支援サービスのそれぞれの契約については、補助事業者がエネマネ事業者と行うこととする。

・省エネ設備・システム、ピーク対策設備・システム導入の契約については、原則、3者競争入札を経て、補助事業者が設備会社と行うこととする。

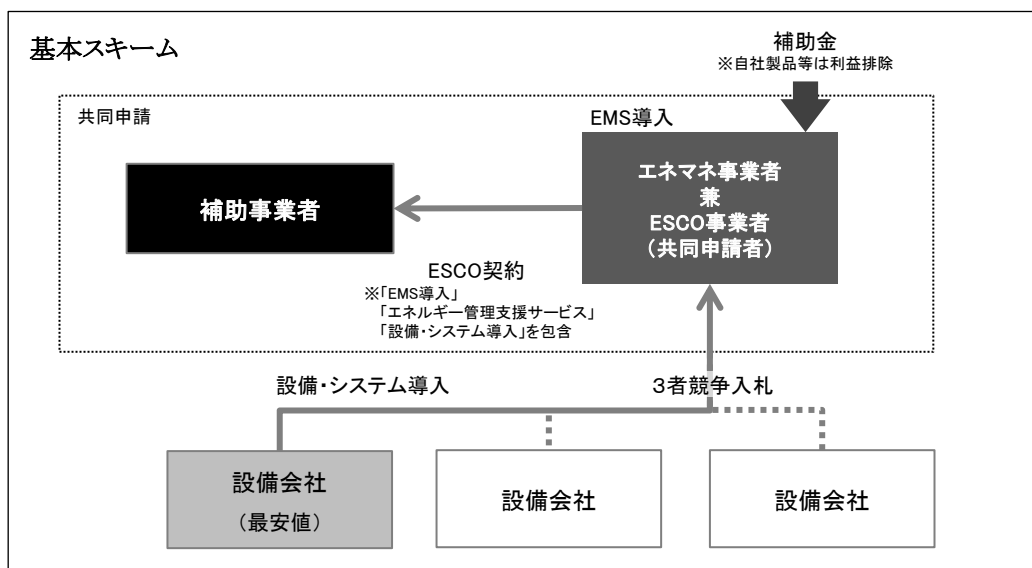
※3者競争入札にて決定した設備会社がエネマネ事業者自身であった場合も、EMS導入、エネルギー管理支援サービスの契約と、省エネルギー設備・システム、ピーク対策設備・システム導入の契約は、別々に締結する。

※競争入札を実施する3者のうちいずれか同士が、関係会社等(エネマネ事業者の同一コンソーシアム内である場合を含む。)の場合、3者競争入札とはみなさない。

補足⑦ 「エネマネ事業者を活用する場合における共同実施
 ((1)ESCOを利用する場合、(2)リースを利用する場合)の契約形態について」

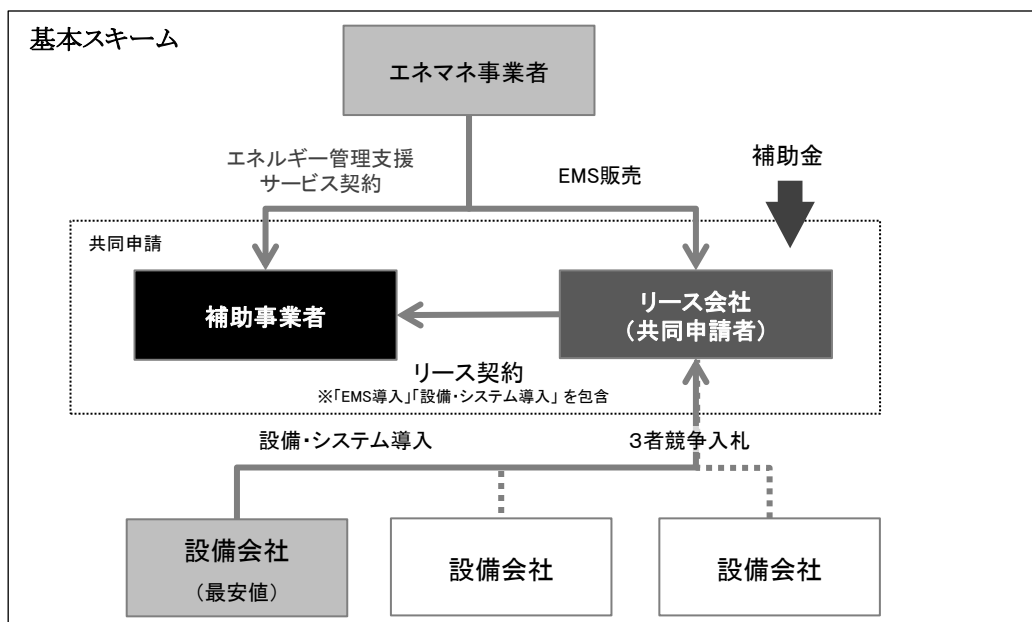
(1)ESCOを利用する場合

- ・エネマネ事業者がESCO契約を行うこととし、EMS導入、エネルギー管理支援サービス及び設備・システム導入を包含した契約とすること。
- ・EMSの導入において、エネマネ事業者の自社又は関係会社からの調達部分は、利益排除した額を補助対象経費とすること。



(2)リースを利用する場合

- ・エネマネ事業者は、EMSをリース会社に販売することとし、エネルギー管理支援サービスに関する契約を補助事業者と締結すること。
- ・リース会社は、EMSと、設備・システムの発注を別々に行い、それをまとめたリース契約にて提供すること。
- ・エネマネ事業者とリース会社は同一でも構わない。その場合は、リース契約とエネルギー管理支援サービス契約を別々に締結すること。また、EMSの導入において、リース会社の自社又は関係会社からの調達部分は、利益排除した額を補助対象経費とすること。



5. 事業の実施

5.1 スケジュール

| 予定 | 申請者 | SII |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●公募要領等公開 3/6 ●公募期間 3/16～4/15 | <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">エネマネ事業者を活用する場合は、エネマネ事業者が申請・報告等を代行することが可能。</p> <p style="text-align: center;">補助事業ポータル(Web)への 入力</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請 (交付申請書等必要書類の提出)</p> | |
| <p>●審査・交付決定 申請受理後～6月中旬(予定)</p> <p>※申請件数・審査状況により、変更となる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業開始 (交付決定後) ●事務取扱説明会 (交付決定後の約1週間後) <ul style="list-style-type: none"> ●事業完了 (申請時の事業完了日) <ul style="list-style-type: none"> ●精算払請求書 ●補助金の支払い (～3月末まで) | <p style="text-align: center;">事業開始 (交付決定後)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">業者選定及び発注</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業完了 (原則、平成28年1月29日まで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">実績報告書の作成・提出 (事業完了から30日以内又は3月10日のいずれか早い方)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">精算払請求</p> | <p style="text-align: center;">申請内容の審査 (必要に応じて個別ヒアリング実施)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">交付決定 (6月中旬を予定)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">採択事業者への 事務取扱説明会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">確定検査実施 (書類検査及び現地調査実施)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">確定通知発行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金の支払い</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●事業完了以降 | <p style="text-align: center;">成果の報告 (事業完了の1年後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">取得財産の 管理</div> | |

5.2 公募

(1) 事業の公募について

SIIは、申請者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募関連記事を逐次掲載する。

(2) 公募期間について

平成27年3月16日(月)～平成27年4月15日(水) 17:00必着

※応募資料は、配送状況が確認できる手段で送付すること。(直接、持参は不可。)

(3) 交付申請について

・申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル(Web)にて必要事項の入力を行うとともに、後掲の様式に従って作成した申請書類をSIIに郵送する。

※申請書類の内容と補助事業ポータルに入力した内容は必ず一致させること。

※申請者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

※公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

※エネマネ事業者を活用する場合は、エネマネ事業者が申請を代行することが可能。

※エネマネ事業者を活用する場合は、申請書類を作成するにあたり、原則エネルギー管理士の資格を有する者が省エネルギー計算の内容を証明すること。

・申請者は、「5.4補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

・採択後、申請者の都合で辞退の場合は、次年度応募の評価の際に減点を行うことがある。

⇒詳細は「6. 申請方法」を参照(P. 39～)

(4) その他

・申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はSIIに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてSIIに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出のこと。(SIIへの連絡先は、最終ページを参照。)

⇒詳細はSIIホームページに掲載される「交付申請書作成の手引き」及び「交付申請書作成の手引き 別冊(補助事業ポータルについて)」を参照

5.3 審査及び交付決定

(1) 審査について

SIIは、申請事業内容等について以下の項目にしたがって審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。さらにSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択者を決定する。

① 審査項目(必須要件)

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近3年分の財務状況を勘案)と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

② 評価項目

- 1) 省エネルギー効果及びピーク対策効果:申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)及びピーク対策効果量(ピーク対策効果率)。

※申請パターンA,Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、記載がある場合は省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価する。また、申請パターンB,Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価する。

- 2) 費用対効果:補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量。

- 3) 技術の先端性。

- 4) 政策的意義:下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。

- ・平成27年7月末までに発注が行われる事業

※平成27年7月末までに補助対象経費の全てについて発注が行われる事業として申請した事業。

※申請時に7月末までに発注を行うと申請したにも関わらず、7月末までに発注が行われなかった場合は、補助金の支払いができない場合があるので、予め7月末までにSIIへ連絡すること。

※確定検査時などに証憑類(注文書、契約書又はそれに類するもの)を確認する。

- ・中小企業の省エネルギー事業。

⇒詳細は「補足⑧ 中小企業の定義について」を参照(P.37)

- ・申請者が省エネルギーの数値目標を明確にした計画(環境自主行動計画等)を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業。

- ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業等。

※ISO 50001の認証を取得している事業者であって、ISO 50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。

- ・エネルギー多消費企業(売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上の企業)(FIT減免認定を受けた事業所を含む)の省エネルギー事業。

- ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業。

③ 留意事項

- 1) 選定に当たり、申請が多数の場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。
- 2) 投資回収年数が3年以上の事業を優先的に採択する。

(2) 交付決定について

① 結果の通知

- ・交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。
- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をSIIのホームページに掲載する。
- ・当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

② その他

- ・採択事業者への事務取扱説明会(採択以降の事業実施方法の説明会)を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

5.4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始について

① 補助事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定すること。

※競争入札等によることが困難又は不相当である場合を除き、原則3者以上の競争により決定すること。

※ただし、エネマネ事業者を活用してEMSのシステム・機器を導入する場合、EMSのシステム・機器については必ずしも3者競争入札とする必要はない(省エネ設備・システム、電力ピーク対策設備・システムについては、3者以上の競争入札によって決定する必要がある)。(詳細は「補足⑥ エネマネ事業者を活用する場合における契約締結について」を参照(P.27))

※3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※原則として、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。

② 発注は交付決定日以降に実施すること。

※交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える設備が示せる写真及び図面を準備しておくこと。(写真には、公募開始前の撤去ではないことの証明として、補助事業ポータルに申請内容を入力した際の「申請書番号」をA3用紙等に印刷して撤去設備を写し込むこと。詳細はSIIのHPに掲載されている「交付申請書作成の手引き」を参照。)

(2) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

(3) 中間検査等

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

(4) 補助事業の完了について

① 補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係る全ての支払いが完了した時点を以って、補助事業の完了とすること。

② 支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)とすること(割賦・手形などは不可)。

③ 事業完了の期限:事業の完了は原則として平成28年1月29日迄とする。

5.5 実績報告～補助金の支払い**(1) 実績報告及び補助金額の確定について**

- ①補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成28年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をSIIに提出する。
- ②SIIは、補助事業実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。

- ③申請通りの省エネルギー効果等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。
※実績報告時に行う省エネルギー効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出すること。
- ④申請通りの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。
- ⑤補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

⇒詳細はSIIホームページに掲載される「交付申請書作成の手引き」を参照

(2) 補助金の支払いについて

- ①補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ②SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

5.6 「補助金の支払い」以降

(1) 財産等の管理について

- ①補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

(2) 省エネルギー量等の成果報告について

補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告する。なお、事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

また、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

なお、経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力をすること。

《申請パターン毎の計画値の達成項目確認表》

| 申請パターン | 省エネルギー効果 | ピーク対策効果 |
|--------|----------|---------|
| A | ● | ○ |
| B | ● | ● |
| C | ● | ● |
| D | ● | ○ |
| E | ● | ● |
| F | ● | ● |
| G | ● | ● |

● ⇒必達値

○ ⇒申請総括表に効果が記載されている場合は必達値。

[] ⇒補助対象設備単体での必達値。

それ以外は、工場・事業場全体での必達値。

(3) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

補足⑧ 「中小企業の定義について」

■ 中小企業者の定義

中小企業基本法第二条に準じ、下記の通り中小企業者を定義する。

| 業種 | 資本金基準 | 従業員基準 |
|--|-------------|-----------|
| | 資本の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他 (ゴム製品製造業を除く) | 3億円以下 | 300人以下 |
| ・ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| ④サービス業 (以下を除く) | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ・ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| ・旅館業 (旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業) | 5千万円以下 | 200人以下 |
| ⑤以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業者である場合に限る) ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合) | | |

※業種は日本標準産業分類(第13回改訂)に基づく。

※「⑤」以外の業種については、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※複数の業種がある場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。

ただし、「製造小売」は「小売業」に該当する。

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。

※「⑤」の組合には、LLP(有限責任事業組合)、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。

※また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

「みなし大企業」とは下記による

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

「大企業」とは下記による

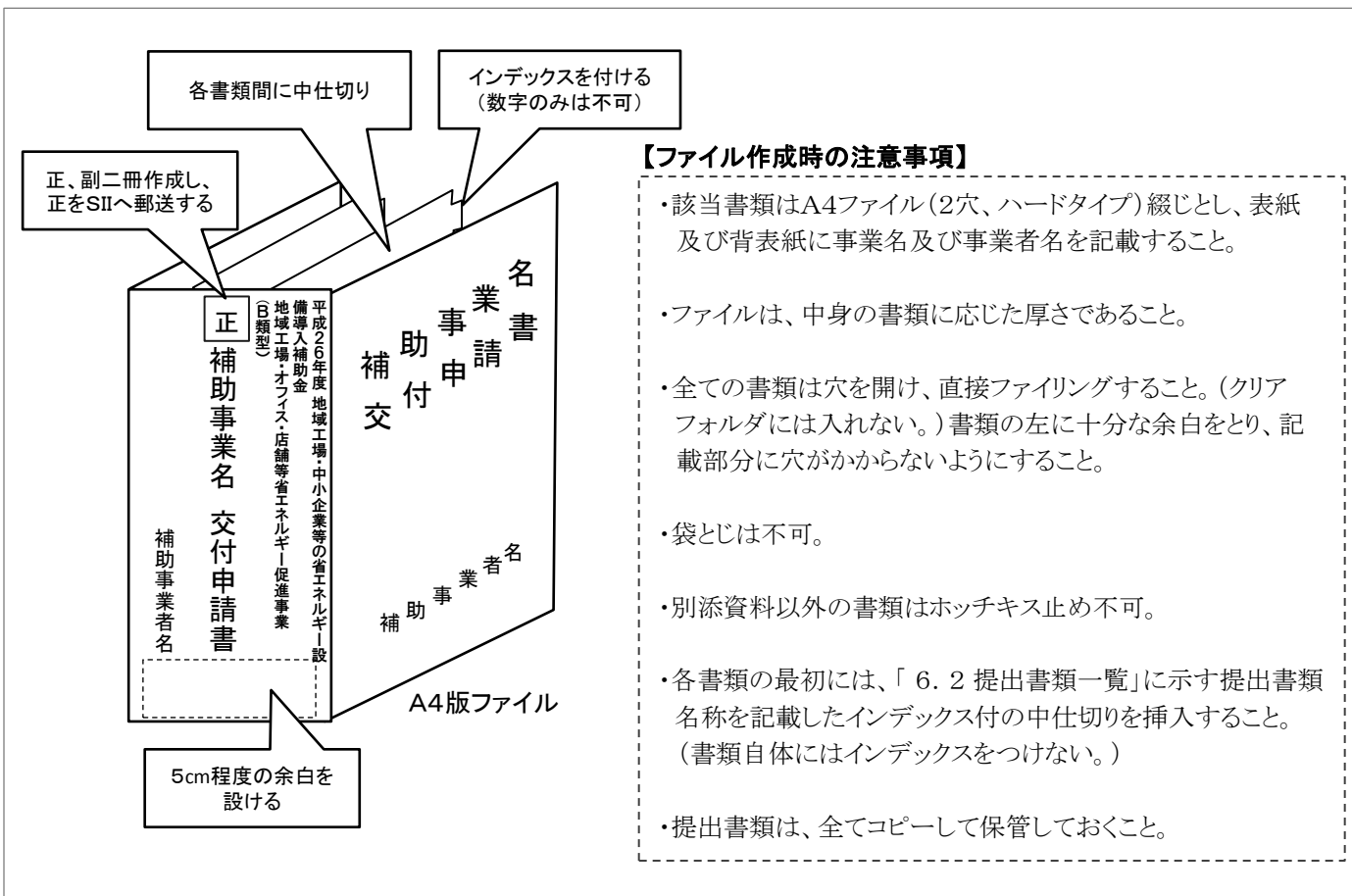
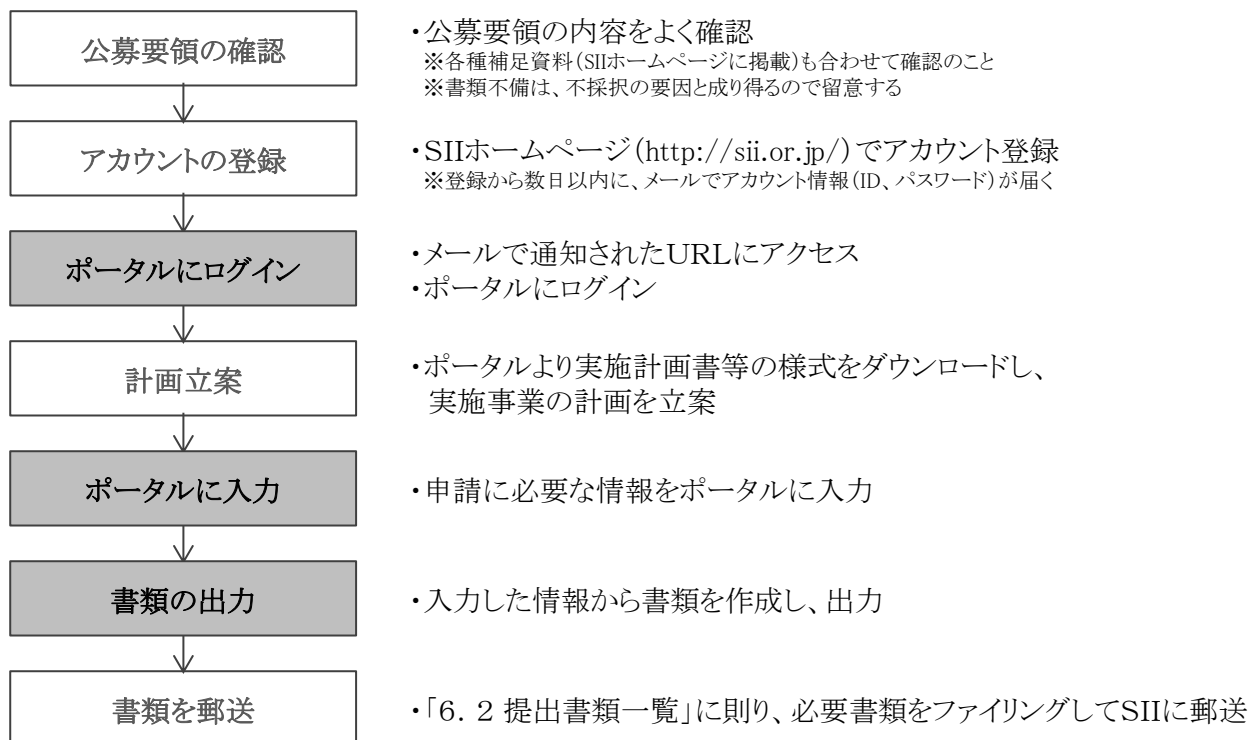
上記「中小企業者以外の事業者」のことを言う。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規程する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規程する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律90号)に規程する投資事業有限責任組合は「大企業」に含まれない。

(注)リース事業者やESCO事業者等を利用して機器等を導入する場合、機器等を使用する事業者が中小企業者又はエネルギー多消費企業にあたるかによって、補助率を決定する。

6. 申請方法

6. 申請方法

6.1 申請方法



6.2 提出書類一覧(1)

全事業共通

様式あり:「●」が付いている場合は指定の様式を使用して申請書を作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出する。

| No. | 提出書類名称 | 様式あり | 必要部数 | 申請パターン毎の必要書類 | | | | | | | 備考 | |
|-----------------------------------|---------------------|--------------------------|------|--------------|---|---|---|---|-----|---|-----------------------------|--------------------------|
| | | | | A | B | C | D | E | F/G | | | |
| 1 | 提出書類チェックリスト | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 2 | 交付申請書(かがみ) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力、もしくは様式(ワード)を使用 | |
| | 交付申請書(2枚目) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | |
| | 交付申請書(別紙) | 別紙1 経費区分毎の配分額 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 |
| | | 別紙2 四半期別発生予定額 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 別紙3 役員名簿 | | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 3 | 実施計画書 (区分Ⅰ～Ⅲの総括) | 1-1 申請総括表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 |
| | | 1-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-2-2 エネルギー使用量の原油換算表(総括) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-3 所要資金計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を添付のこと |
| | | 1-4 資金調達計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-5 発注区分表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-6 仕様書案 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-7 導入前後の比較図 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-8 新設備の配置図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-9 旧設備の撤去範囲 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 1-10 事業場の全体図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1-11 スケジュール/1-12. その他、事業実施に関連する事項 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 4 | 区分Ⅰ計画書 | 2-1 事業概要 | ● | 1 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 |
| | | 2-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅰ) | ● | 1 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 2-3 所要資金計画 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を、1-3に添付のこと |
| | | 2-4 発注区分表 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 2-5 既存設備と導入設備の比較表 | ● | 1 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 2-6 新設備の配置図 | | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 2-7 旧設備の撤去範囲 | | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 5 | 区分Ⅱ計画書 | 3-1 事業概要 | ● | 1 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 |
| | | 3-2 電力使用量削減効果の計算 | ● | 1 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅱ) | ● | 1 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3-3 所要資金計画 | ● | 1 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を、1-3に添付のこと |
| | | 3-4 発注区分表 | ● | 1 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3-5 新設備の配置図 | | 1 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 3-6 旧設備の撤去範囲 | | 1 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 6 | 区分Ⅲ計画書 | 4-1 事業概要 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 |
| | | 4-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅲ) | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 4-3 所要資金計画 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | EMS単独の参考見積や標準価格の根拠を添付のこと |
| | | 4-4 発注区分表 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 4-5 新設備の配置図 | | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 4-6 システム概要図 | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 4-7 計測・制御対象一覧(ポイントリスト) | ● | 1 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |

6. 申請方法

6.2 提出書類一覧(2)

全事業共通

全：全事業に対して提出必要。また全事業者の資料が必要。 該当：該当する事業に対して提出必要。または該当する事業者の提出が必要。
 共通：一事業に対して一部提出。事業者毎の提出は不要。 設置：設備設置場所を所有する事業者の資料提出が必要。

様式あり：「●」が付いている場合は指定の様式を使用して申請書を作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出する。

| No. | 提出書類名称 | 提出書類の区分 | | 様式あり | 必要部数 | 備考 |
|------|--|---------|-------|------|------|---|
| | | 事業単位 | 事業者単位 | | | |
| 添付1 | エネルギー使用実績の確証、燃料評価単価算出根拠 | 全 | 設置 | | 1 | 電気・ガス等の領収書等の1年分の写し(エネルギー管理指定工場の場合は、平成25年度定期報告書の写し等(使用状況届出書))。 ※事業場における平成25年度ベース。 ※上記該当年度の年間エネルギー使用量及び年間エネルギーコストを明示のこと。 ※区分Ⅱ「電気需要平準化対策設備・システム導入支援」に申請の場合は、電力会社から提供される検針票の「力率測定用の有効電力量」が記載されているページもコピーのこと。 ※自社で計測値がある場合でも、領収書等の写しは添付すること。 |
| 添付2 | 生産量実績の確証 | 全 | 設置 | | 1 | 社内で使用している管理資料等の写し。 エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)。 |
| 添付3 | 会社情報 | 全 | 全 | | 1 | 株主総会の営業報告、決算報告書(直近3年分必須、単独決算)等及び会社パンフレット等を添付のこと。 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと。 ※補助事業ポータルに入力した「資本金」「従業員数」「決算情報」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。 ※補助事業ポータルより出力される「事業者情報」を1枚目に添付すること。 ※設立から3年経過していない事業者は、設立後3年以上経過している事業者との共同申請である場合に限り、1年以上の決算報告書の提出でもよいこととする。この場合、共同申請する事業者それぞれが事業の実施及び実施後の管理における全ての責務を負うこととする。 |
| 添付4 | 商業登記簿謄本 | 全 | 全 | | 1 | コピー不可(地方公共団体は不要)、発行から3か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を添付のこと。 |
| 添付5 | 建物の登記簿謄本 等 | 全 | 設置 | | 1 | コピー不可、発行から3か月以内のもの。 補助対象設備が導入される場所のみ。 |
| 添付6 | 事業実施に関連する事項 | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。 |
| 添付7 | 環境自主行動計画、中長期計画、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。 |
| 添付8 | エネルギー多消費企業の確証 | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。 (企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積る場合は単価表を追加 |
| 添付9 | FIT減免認定書 | 該当 | 設置 | | 1 | 該当する場合は、FIT減免認定を受けた事業所の、経済産業大臣印が押印され返送された、賦課金に係る特例の認定申請書の写し(平成27年度又は平成26年度における認定分)を添付のこと。 |
| 添付10 | 設備設置承諾書 | 該当 | 共通 | ● | 1 | 店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付のこと。 |
| 添付11 | 補助事業の実施体制 | 該当 | 共通 | ● | 1 | ESCO、リース、3者以上の共同申請の場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。 |
| 添付12 | ESCO契約書(案)、ESCO料金計算書 | 該当 | 共通 | | 1 | ESCOの場合は、資料添付のこと。 |
| 添付13 | 対象設備に関するリース契約書(案)、対象設備に関するリース料計算書 | 該当 | 共通 | | 1 | リースの場合は、資料添付のこと。 |
| 添付14 | エネルギー管理支援サービス契約書案 | 該当 | 共通 | | 1 | 締結予定のサービス契約書案文(約款部分を含む)を提出のこと。 (ESCO契約の場合はそちらに包含) |
| 添付15 | エネルギー管理士の資格を証明する免状等のコピー | 該当 | 共通 | | 1 | エネマネについての省エネルギー計算を確認したエネルギー管理士の資格を証明する書類。 |
| 添付16 | 代替燃料確保の確証 | 該当 | 共通 | | 1 | 代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。 |

6.3 書類提出と締切

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P.40～41参照)を以下の締切までにSIIに到着するように郵送する。持ち込みは受け付けない。

《提出締切》 平成27年4月15日(水) 17:00必着

※応募資料は、配送事故などに備え、配送状況が確認できる手段で送付すること。

※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を送付すること。

※持込みによる提出は認めない。

※送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

6.4 提出先**《書類送付先》**

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第三ビル 7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

「地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)」

TEL:03-5565-4950

交付申請書在中

※「地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)」 交付申請書在中と記入のこと。

《問い合わせ先》

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL:03-5565-4950

<http://sii.or.jp/>

電話の受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。

6. 申請方法

6.5 申請書類チェックリスト(1)

全事業共通

下記のチェックリストを印刷(ポータル上にPDFデータあり)し、チェックを入れて提出書類にファイリングすること。

| 申請書類チェックリスト(1) | | | |
|---|--|------|---|
| 申請内容 | | | |
| 申請パターン | <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G | 事業内容 | <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> エネルギー多消費企業 <input type="checkbox"/> FIT減免認定事業所 |
| 実施体制 | <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO | | |
| 書類の体裁 | | | チェック欄 |
| A4ファイル綴じとし、表紙および背表紙に事業名及び事業者名が記載されている。 | | | |
| 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングされている。(クリアフォルダには入れない。袋とは不可。止むを得ない場合の折り曲げは可。) | | | |
| 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかがつていない。 | | | |
| 「添付」書類以外の書類はホッチキス止めされていない。(原則、ホッチキス止めはしない) | | | |
| 各書類の最初には提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りが挿入されている。(書類自体にインデックスが付いていないこと) | | | |
| 提出書類一式が正副の2部作成され、副は手元で保管されている。(副は正のコピーとし、申請書などの原紙を2部作らないこと) | | | |

| No. | 提出書類名称 | 様式あり | 必要部数 | 申請パターン毎の必要書類 | | | | | | | 備考 | チェック欄 | |
|-----------------------------------|---------------------|--------------------------|------|--------------|---|---|---|---|-----|---|--|--|--|
| | | | | A | B | C | D | E | F/G | | | | |
| 1 | 提出書類チェックリスト | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 2 | 交付申請書(かのみ) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力、もしくは様式(ワード)を使用 | | |
| | 交付申請書(2枚目) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | | |
| | 別紙1 経費区分毎の配分額 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | | |
| | 別紙2 四半期別発生予定額 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 3 | 別紙3 役員名簿 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 実施計画書 (区分Ⅰ～Ⅲの総括) | 1-1 申請総括表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | |
| | | 1-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-2-2 エネルギー使用量の原油換算表(総括) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「genyukansanA-F」フォルダより、各申請パターンの原油換算表を選択のこと | |
| | | 1-3 所要資金計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を添付のこと | |
| | | 1-4 資金調達計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-5 発注区分表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-6 仕様書案 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-7 導入前後の比較図 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-8 新設備の配置図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 1-9 旧設備の撤去範囲 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 1-10 事業場の全体図 | | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 1-11 スケジュール/1-12. その他、事業実施に関連する事項 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 4 | 区分Ⅰ計画書 | 2-1 事業概要 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | | |
| | | 2-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅰ) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「genyukansanA-F」フォルダより、各申請パターンの原油換算表を選択のこと | | |
| | | 2-3 所要資金計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を、1-3に添付のこと | | |
| | | 2-4 発注区分表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 2-5 既存設備と導入設備の比較表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 2-6 新設備の配置図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 2-7 旧設備の撤去範囲 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 5 | 区分Ⅱ計画書 | 3-1 事業概要 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | | |
| | | 3-2 電力使用量削減効果の計算 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅱ) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「genyukansanA-F」フォルダより、各申請パターンの原油換算表を選択のこと | | |
| | | 3-3 所要資金計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考見積や標準価格の根拠を、1-3に添付のこと | | |
| | | 3-4 発注区分表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 3-5 新設備の配置図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 3-6 旧設備の撤去範囲 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 6 | 区分Ⅲ計画書 | 4-1 事業概要 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 補助事業ポータルより出力 | | |
| | | 4-2 省エネルギー計算 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(Ⅲ) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「genyukansanA-F」フォルダより、各申請パターンの原油換算表を選択のこと | | |
| | | 4-3 所要資金計画 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | EMS単独の参考見積や標準価格の根拠を添付のこと | | |
| | | 4-4 発注区分表 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 4-5 新設備の配置図 | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 4-6 システム概要図 | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 4-7 計測・制御対象一覧(ポイントリスト) | ● | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |

6.5 申請書類チェックリスト(2)

全事業共通

下記のチェックリストを印刷(ポータル上にPDFデータあり)し、チェックを入れて提出書類にファイリングすること。

申請書類チェックリスト(2)

| No. | 提出書類名称 | 提出書類の区分 | | 様式あり | 必要部数 | 備考 | チェック欄 |
|------|--|---------|-------|------|------|--|-------|
| | | 事業単位 | 事業者単位 | | | | |
| 添付1 | エネルギー使用量実績の確認、燃料評価単価算出根拠 | 全 | 設置 | | 1 | 電気・ガス等の領収書等の1年分の写し(エネルギー管理指定工場の場合は、平成25年度定期報告書の写し等(使用状況届出書))。 ※事業場における平成25年度ベース。 ※上記該当年度の年間エネルギー使用量及び年間エネルギーコストを明示のこと。 ※区分Ⅱ「電気需要平準化対策設備・システム導入支援」に申請の場合は、電力会社から提供される検針票の「力率測定用の有効電力量」が記載されているページもコピーのこと。 ※自社で計測値がある場合でも、領収書等の写しは添付すること。 | |
| 添付2 | 生産量実績の確認 | 全 | 設置 | | 1 | 社内で使用している管理資料等の写し。 エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)。 | |
| 添付3 | 会社情報 | 全 | 全 | | 1 | 株主総会の営業報告、決算報告書(直近3年分必須、単独決算)等及び会社パンフレット等を添付のこと。 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと。 ※補助事業ポータルに入力した「資本金」「従業員数」「決算情報」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。 ※補助事業ポータルより出力される「事業者情報」を1枚目に添付すること。 ※設立から3年経過していない事業者は、設立後3年以上経過している事業者との共同申請である場合に限り、1年分以上の決算報告書の提出でもよいこととする。この場合、共同申請する事業者それぞれが事業の実施及び実施後の管理における全ての責務を負うこととする。 | |
| 添付4 | 商業登記簿謄本 | 全 | 全 | | 1 | コピー不可(地方公共団体は不要)、発行から3か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を添付のこと。 | |
| 添付5 | 建物の登記簿謄本 等 | 全 | 設置 | | 1 | コピー不可、発行から3か月以内のもの。 補助対象設備が導入される場所のみ。 | |
| 添付6 | 事業実施に関連する事項 | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。 | |
| 添付7 | 環境自主行動計画、中長期計画、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。 | |
| 添付8 | エネルギー多消費企業の確認 | 該当 | 設置 | ● | 1 | 該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。 (企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積る場合は単価表を追加 | |
| 添付9 | FIT減免認定書 | 該当 | 設置 | | 1 | 該当する場合は、FIT減免認定を受けた事業所の、経済産業大臣印が押印され返送された、賦課金に係る特例の認定申請書の写し(平成27年度又は平成26年度における認定分)を添付のこと。 | |
| 添付10 | 設備設置承諾書 | 該当 | 共通 | ● | 1 | 店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付のこと。 | |
| 添付11 | 補助事業の実施体制 | 該当 | 共通 | ● | 1 | ESCO、リース、3者以上の共同申請の場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。 | |
| 添付12 | ESCO契約書(案)、ESCO料金計算書 | 該当 | 共通 | | 1 | ESCOの場合は、資料添付のこと。 | |
| 添付13 | 対象設備に関するリース契約書(案)、対象設備に関するリース料計算書 | 該当 | 共通 | | 1 | リースの場合は、資料添付のこと。 | |
| 添付14 | エネルギー管理支援サービス契約書案 | 該当 | 共通 | | 1 | 締結予定のサービス契約書案文(約款部分を含む)を提出のこと。 (ESCO契約の場合はそちらに包含) | |
| 添付15 | エネルギー管理士の資格を証明する免状等のコピー | 該当 | 共通 | | 1 | エネマネについての省エネルギー計算を確認したエネルギー管理士の資格を証明する書類。 | |
| 添付16 | 代替燃料確保の確認 | 該当 | 共通 | | 1 | 代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。 | |

7. 申請書類の様式・入力例 **(申請パターン毎の必要書類)**

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。
もしくは、様式(ワード)の使用も可。

1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を記入すること。1件の場合は無くても良い。

〇〇 - 〇〇〇

平成27年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

- ・申請日を必ず記入すること。
- ・ポータルに入力した「申請日」と合わせること。

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

商業登記簿謄本もしくは青色申告書に記載されているとおりに記入すること。

東京都中央区〇〇二丁目3番5号
〇〇工業株式会社

役職は正しく記入のこと。
例) 代表取締役社長
代表取締役
代表執行役 などの代表者役職

代表取締役社長 環境 太郎

印

登録されている印
であること。

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付申請書

26と記載
のこと

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス店舗等省エネルギー促進事業)交付規程(以下「交付規程」と言う。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

7.1 交付申請書

別紙1 経費区分毎の配分額

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

A B C D E F/G

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

(単位 円)

| 補助対象経費の区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の交付申請額 |
|-----------|-------------|-------------|-----|-------------|
| I. 設計費 | 6,300,000 | 6,300,000 | 2/3 | 4,200,000 |
| II. 設備費 | 325,900,000 | 255,900,000 | 2/3 | 170,600,000 |
| III. 工事費 | 117,750,000 | 87,500,000 | 2/3 | 58,333,333 |
| IV. 諸経費 | 0 | 0 | 2/3 | 0 |
| 消費税 | 35,996,000 | 0 | | 0 |
| 合計 | 485,946,000 | 349,700,000 | | 233,133,333 |

- ・ (補助金の申請額) = (補助対象経費の額) × (補助率)
(補助率が1/3の場合は ÷ 3 にする)
(補助率が1/2の場合は ÷ 2 にする)
(補助率が2/3の場合は ÷ 3 × 2 にする)
- ・ 補助対象経費の額の合計に補助率をかけたものではない。
- ・ 補助金の交付申請額は1円未満切捨て。

7.1 交付申請書 別紙2 四半期別発生予定額

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

A B C D E F/G

別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

| 補助事業に 要する経費 の区分 | 補助事業に要する経費 | | | | |
|-----------------------|------------|--------|--------|-------------|-------------|
| | 第1・四半期 | 第2・四半期 | 第3・四半期 | 第4・四半期 | 計 |
| I. 設計費 | 0 | 0 | 0 | 6,300,000 | 6,300,000 |
| II. 設備費 | 0 | 0 | 0 | 325,900,000 | 325,900,000 |
| III. 工事費 | 0 | 0 | 0 | 117,750,000 | 117,750,000 |
| IV. 諸経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消費税 | 0 | 0 | 0 | 35,996,000 | 35,996,000 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 485,946,000 | 485,946,000 |

四半期毎に発生する経費予定額を記載。
 第1四半期：4月～6月、第2四半期：7月～9月
 第3四半期：10月～12月、第4四半期：翌年1月～翌年3月

計が他の様式の補助事業に要する経費と一致しているか

7.1 交付申請書

別紙3 役員名簿

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

A B C D E F/G

別紙3

役員名簿

| 氏名 カナ | 氏名 漢字 | 生年月日 | | | | 性別 | 会社名 | 役職名 |
|--------|-------|------|----|----|----|----|--------|----------|
| | | 和暦 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 〇〇 タウ | 〇〇 太郎 | S | 40 | 01 | 01 | M | 株式会社〇〇 | 代表取締役社長 |
| 〇〇 ハナコ | 〇〇 花子 | S | 45 | 12 | 24 | F | 株式会社〇〇 | 取締役営業本部長 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

1-2. 省エネルギー計算

【 確 認 】

省エネルギー計算およびピーク対策効果計算の過程で計算ミスなどが理由であっても、申請時の省エネルギー量 (kl) およびピーク対策効果量 (千kWh) の達成が難しい見込みとなった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

(←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。)

1-2-1 省エネルギー効果

※1-2-2「エネルギー使用量の原油換算表(総括)」の数値と一致させること。

※各申請区分の「省エネルギー計算」を根拠に、全申請区分を足し上げて申請全体の「省エネルギー量」等を算出する計算根拠を示すこと。

① エネルギー量・率

| | | |
|---------------|---------|------------------|
| 導入前のエネルギー使用量 | 〇〇〇.〇kl | |
| 区分Ⅰの省エネルギー量 | 〇〇.〇kl | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅱの省エネルギー量 | 〇〇.〇kl | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅲの省エネルギー量 | 〇〇.〇kl | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 事業場全体の省エネルギー量 | 〇〇〇.〇kl | |
| 事業場全体の省エネルギー率 | 〇〇.〇% | |

② 電力削減量・率

| | | |
|-------------|-----------|------------------|
| 導入前の電力使用量 | 〇〇〇.〇千kWh | |
| 区分Ⅰの電力削減量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅱの電力削減量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅲの電力削減量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 事業場全体の電力削減量 | 〇〇〇.〇千kWh | |
| 事業場全体の電力削減率 | 〇〇.〇% | |

③ ピーク対策削減量・率

| | | |
|--------------------|-----------|------------------|
| 導入前の電気平準化時間帯の電力使用量 | 〇〇〇.〇千kWh | |
| 区分Ⅰのピーク対策効果量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅱのピーク対策効果量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 区分Ⅲのピーク対策効果量 | 〇〇.〇千kWh | (内、裕度(安全率)〇%を考慮) |
| 事業場全体のピーク対策効果量 | 〇〇〇.〇千kWh | |
| 事業場全体のピーク対策効果率 | 〇〇.〇% | |

区分毎のピーク対策効果量の算出ができていない場合は、全区分のピーク対策効果量をまとめて記載しても構わない。

7.2 実施計画書 1-2-2 エネルギー使用量の原油換算表

1-2-2 エネルギー使用量の原油換算表【総括】 ※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合を取ることに
※原則、本様式には直接入力しないこと

| 生産量 | 単位 | 換算係数 (GJ/単位) | 平成25年度(実績) | | | 平成28年度(導入後) | | |
|---|-----------------|--------------|------------|-----------------|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|
| | | | 使用量 A | 販売した副生エネルギーの量 B | 差引後の熱量 (A-B)×換算係数 | 使用量 C | 販売する副生エネルギーの量 D | 差引後の熱量 (C-D)×換算係数 |
| | | | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) |
| 生産量 | トン | | 3,000.0 | | | 3,000.0 | | |
| 原料及び熱 | | | | | | | | |
| 原油 | k l | 38.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 原油のうちコンデンサート (NGL) | k l | 35.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 揮発油 (ガソリン) | k l | 34.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ナフサ | k l | 33.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 灯油 | k l | 36.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 軽油 | k l | 37.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| A重油 | k l | 39.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| B・C重油 | k l | 41.9 | 24,906.0 | 0.0 | 1,043,561.4 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 |
| 石油アスファルト | t | 40.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石油コークス | t | 29.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石油ガス | | | | | | | | |
| 液化石油ガス (LPG) | t | 50.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石油系炭化水素ガス | 千m ³ | 44.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 可燃性天然ガス | | | | | | | | |
| 液化天然ガス (LNG) | t | 54.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 |
| その他可燃性天然ガス | 千m ³ | 43.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石炭 | | | | | | | | |
| 原料炭 | t | 29 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般炭 | t | 25.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 無煙炭 | t | 26.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石炭コークス | t | 29.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| コールタール | t | 37.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| コークス炉ガス | 千m ³ | 21.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 高炉ガス | 千m ³ | 3.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 転炉ガス | 千m ³ | 8.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他の燃料 | | | | | | | | |
| 都市ガス13A | 千m ³ | | | | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 産業用蒸気 | GJ | 1.02 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 産業用以外の蒸気 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 温水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 冷水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 電気 | | | | | | | | |
| 一般電気事業者 | | | | | | | | |
| 昼間買電 | 千kWh | 9.97 | 24,000.0 | 2,000.0 | 219,340.0 | 23,850.0 | 2,000.0 | 118,144.5 |
| 夏期・冬期における 電気需要変動時期 電気需要平準化時間帯 を挟いた昼間買電 | 千kWh | 9.97 | 16,800.0 | 700.0 | | 9,450.0 | 700.0 | |
| 夜間買電 | 千kWh | 9.97 | 7,200.0 | 1,300.0 | | 4,400.0 | 1,300.0 | |
| 上記以外の買電 | 千kWh | 9.28 | 5,000.0 | 0.0 | 2,400.0 | 8,500.0 | 0.0 | 78,880.0 |
| その他 | | | | | | | | |
| 自家発電 | 千kWh | 9.76 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 自家発電以外の計 h | 千kWh | - | 29,000.0 | 2,000.0 | - | 22,350.0 | 2,000.0 | - |
| 熱量合計 | GJ | | | | 1,309,301.4 | | | 1,168,699.7 |
| 原油換算量 (10GJ=0.258kl) | kl | | | | 33,780.0 | | | 30,152.5 |
| 原油換算原単位 | kl/トン | | | | 11.26 | | | 10.05 |

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを繰り込む。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数が当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・導入後の生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】

| | | |
|---|---------|----|
| f | 10.7 | % |
| g | 3,627.5 | kl |

$(b - c) / b$
 $b - c$

【電力削減効果】

| | | |
|---|---------|------|
| j | 24.6 | % |
| i | 6,650.0 | 千kWh |

$i / (Ah - Bh)$
 $(Ah - Bh) - (Ch - Dh)$

【ピーク対策効果】

| | | |
|---|----------|------|
| x | 45.7 | % |
| w | 7,350.00 | 千kWh |

$(k - 1) - (m - n) / (k - 1)$
 $(k - 1) - (m - n)$

申請パターンA及びDにおいて、ピーク対策効果の計算をしない場合はblankでも良い。効果が記載されている場合は、実績報告時の必達値となるので注意すること。

7.2 実施計画書

1-3 所要資金計画

1-3. 所要資金計画 (総括)

- ・各項目は、新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

| 費目 | 区分 | 金額 (円) | 内容 | | | |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | | 項目 | 金額 | | |
| I. 設計費 | I. 省エネ設備・システム導入支援 3,500,000 | (補助対象) 3,500,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 3,500,000 | | |
| | | (補助対象外) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 | | |
| | | II. 電気需要平準化設備・システム導入支援 2,500,000 | (補助対象) 2,500,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 2,500,000 | |
| | | | (補助対象外) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 | |
| | | | III. エネマネ事業者を活用する場合 300,000 | (補助対象) 300,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 300,000 |
| | | | | (補助対象外) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| | 小計 | | | 6,300,000 | | |
| | II. 設備費 | | | I. 省エネ設備・システム導入支援 285,000,000 | (補助対象) 225,000,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | (補助対象外) 60,000,000 | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 5,000,000 |
| | | II. 電気需要平準化設備・システム導入支援 37,900,000 | | | (補助対象) 27,900,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | | (補助対象外) 10,000,000 | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 3,600,000 |
| | | | III. エネマネ事業者を活用する場合 3,000,000 | | (補助対象) 3,000,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| (補助対象外) 0 | | | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| 小計 | | | | 325,900,000 | | |
| III. 工事費 | | | | I. 省エネ設備・システム導入支援 113,000,000 | (補助対象) 83,000,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | (補助対象外) 30,000,000 | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 5,000,000 |
| | | II. 電気需要平準化設備・システム導入支援 2,750,000 | | | (補助対象) 2,500,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | | (補助対象外) 250,000 | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 500,000 |
| | | | III. エネマネ事業者を活用する場合 2,000,000 | | (補助対象) 2,000,000 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | (補助対象外) 0 | | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| | 小計 | | | 117,750,000 | | |
| | IV. 諸経費 | | | I. 省エネ設備・システム導入支援 0 | (補助対象) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | (補助対象外) 0 | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| | | II. 電気需要平準化設備・システム導入 0 | | | (補助対象) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| | | | (補助対象外) 0 | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| | | | III. エネマネ事業者を活用する場合 0 | | (補助対象) 0 | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ |
| (補助対象外) 0 | | | | | 1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○ | 0 |
| 小計 | 0 | | | | | |
| 補助対象計 | 349,700,000 | | | | | |
| 補助対象外計 | 100,250,000 | | | | | |
| 消費税 | 35,996,000 | | | | | |
| 合計 | 485,946,000 | | | | | |

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。I~IIIの該当する費目に含めること。

参考見積等から記入する。

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。

発注区分表と金額を合わせること。

※申請内容により、本様式は複数ページとなっても構わない。

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |

7.2 実施計画書

1-4 資金調達計画

1-4 資金調達計画

(単位：円)

| 調達先 | 調達金額 | 備考 |
|------|-------------|------------------|
| 本補助金 | 233,133,333 | |
| 自己資金 | 142,812,667 | |
| 借入金 | 80,000,000 | 〇〇〇銀行△△支店 |
| その他 | 30,000,000 | 〇〇県「△△補助金」(正式名称) |
| 合計 | 485,946,000 | |

借入を予定している金融機関名

※補助対象設備を担保に入れないこと。

国からの補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に挙げる補助金及び同項第2号に挙げる資金含む。)以外の自治体等からの補助金等。

消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること。
共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。
※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

7.2 実施計画書

1-5 発注区分表

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

1-5. 発注区分表 (総括)

想定している発注名、発注単位を記述する。(4~5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の費用を記入する。

区分Ⅲについては、区分ⅠⅡから独立して、EMSだけで発注すること。

| 発注名 発注先 項目 | 区分Ⅰ | 区分Ⅰ | 区分Ⅱ | 区分Ⅲ | (単位 円) 費目合計 |
|------------------|-------------|-------------|------------|-----------|----------------|
| | ボイラー更新工事 | 排ガスダクト工事 | 蓄電池導入工事 | EMS導入工事 | |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | |
| I. 設計費 | 3,500,000 | 0 | 2,500,000 | 300,000 | 6,300,000 |
| II. 設備費 | 220,000,000 | 65,000,000 | 37,900,000 | 3,000,000 | 325,900,000 |
| III. 工事費 | 78,000,000 | 35,000,000 | 2,750,000 | 2,000,000 | 117,750,000 |
| IV. 諸経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 301,500,000 | 100,000,000 | 43,150,000 | 5,300,000 | 449,950,000 |
| 消費税 | 24,120,000 | 8,000,000 | 3,452,000 | 424,000 | 35,996,000 |
| 支払合計 | 325,620,000 | 108,000,000 | 46,602,000 | 5,724,000 | 485,946,000 |

| | (単位 年) | | | | |
|-----------|--------|----|----|---|-----|
| 最長の法定耐用年数 | 8 | 10 | 15 | 8 | --- |

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。
 ・例の内容であれば、4回発注（3者見積りを4回実施）することになる。

費目合計の数値を、申請総括表等と一致させること。

■特命発注に関する事項
 特命発注が (ある ・ ない)

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合にのみ対象とできる。

申請パターンAまたはBの時は、特命発注の有無をこちらに記載することとする。
 申請パターンCからGの時は、各区分計画書の発注区分表 (P69, P88) に特命発注の有無を記載することとし、本ページの特命発注に関する事項は削除する。

7.2 実施計画書

1-6 仕様書案

1-6 仕様書案

発注しようとする設備の仕様案を列記する。

| 主要設備等の名称 | 仕様案 | 数量 | 区分 |
|----------|--------------|-----|-----|
| LED照明 | 150W型、1500lm | 50台 | 区分Ⅰ |
| LED照明 | 100W型、1000lm | 40台 | 区分Ⅰ |
| LED照明 | 50W型、450lm | 90台 | 区分Ⅰ |
| エアコン | 54kW/44kW | 15台 | 区分Ⅰ |
| エアコン | 205kW/170kW | 18台 | 区分Ⅰ |
| ・ | ・ | | |
| ・ | ・ | | |
| ・ | ・ | | |
| ・ | ・ | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

発注しようとする設備等の名称。大物は必須。

- ・型式、メーカー指定は特命と同義となるため不可。
- ・能力、容量、省エネ性能等購入したい項目とクラスあるいは範囲を指定する。

見積依頼に使えるよう、特命とならないように留意して記載すること。

1-7 導入前後の比較図

※区分ⅠからⅢ全体の事業概要がわかるような概念図を導入前後で記載すること。仕様等も記載して比較できるようにする。

導入前

事業前後の設備の違いを模式図等（設計図等ではなく）により、図解する。

A4縦使いで1枚にまとめること。

モノクロ出力で判別可能な色づかいにすること。（点線・実線を用いるなど）

撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること。

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、別図1～2等に詳細を記

載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。

詳細説明用の図で補助対象範囲が明確でないものは補助対象内として計画して

いても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるので、注意すること。

導入後

点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること。

先端性等について簡潔に説明を記述すること。

効果等についても、簡潔に説明を記述すること。

※必ず1枚にまとめること。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.2 実施計画書 1-8 新設備の配置図

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.2 実施計画書 1-9 旧設備の撤去範囲

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.2 実施計画書 1-10 事業場の全体図

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

7.2 実施計画書

1-11 スケジュール

1-12 その他、事業実施に関連する事項

【 確 認 】

申請時の現地の確認漏れなどにより、図面や機器リスト、参考見積書の内容と実際の現地の状況（位置、台数、能力など）に相違があった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

(←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。)

1-11. スケジュール

| 年 月 項 目 | 27年 | | | | | | | | | | | | 28年 | | |
|---------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|----|----|----|-----|-----|---|--|
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| ○○○○ | | | | | | ▼発注 | | | | | | | | | |
| ○○○○ | | | | | | | — | | | | | | | | |
| ○○○○ | | | | | | | | — | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ▼検収 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ▼支払 | | |

6月中旬に交付決定があるものとして記入。

事業完了日以降は事業期間ではないので記入しない。

1-12. その他、事業実施に関連する事項

※「ある」を選択した場合は、各項目の詳細について「添付6」に記載のこと。

(1) 他の補助金との関係 (当該事業と直接あるいは間接に關係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合)

ある ・ ない

(2) 過去の補助金との関係 (今回の工事が影響する範囲に、過去に国から補助金の交付を受けている場合)

ある ・ ない

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

1) 本事業 : 事業実施の前提となる事項が (あり ・ ない)

2) 申請者 : 国、自治体から既に受けている許認可が (あり ・ ない)。

(4) その他実施上問題となる事項

あり ・ ない

白地の申請パターンの事業で要提出

7.3 区分 I 計画書 2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |

2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表 (区分 I) ※グレー部分のみ入力可能
※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合をとること

| 燃料及び熱 | 生産量 | 単位 | 換算係数 (GJ/単位) | 平成25年度 (実績) | | | 平成28年度 (導入後) | | | |
|-----------------------------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|-----------|
| | | | | 使用量 A | 販売した副生エネルギーの量 B | 差引後の熱量 (A-B) × 換算係数 | 使用量 C | 販売する副生エネルギーの量 D | 差引後の熱量 (C-D) × 換算係数 | |
| | | | | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | |
| | | トン | | a | 3,000.0 | | 3,000.0 | | | |
| 燃料及び熱 | 原油 | kl | 38.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 原油のうちコンデンゼート (NGL) | kl | 35.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 揮発油 (ガソリン) | kl | 34.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | ナフサ | kl | 33.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 灯油 | kl | 36.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 軽油 | kl | 37.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | A重油 | kl | 39.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | B・C重油 | kl | 41.9 | 24,906.0 | 0.0 | 1,043,561.4 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 | |
| | 石油アスファルト | t | 40.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 石油コークス | t | 29.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 石油ガス | 液化石油ガス (LPG) | t | 50.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 石油系炭化水素ガス | km ³ | 44.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 可燃性天然ガス | 液化天然ガス (LNG) | t | 54.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 |
| | | その他可燃性天然ガス | km ³ | 43.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 石炭 | 原料炭 | t | 29 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 一般炭 | t | 25.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 無煙炭 | t | 26.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 石炭コークス | t | 29.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | コールタール | t | 37.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | コークス炉ガス | km ³ | 21.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 高炉ガス | km ³ | 3.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 転炉ガス | km ³ | 8.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | その他の燃料 | 都市ガス 13A | km ³ | | ※他の燃料の単位、換算係数は燃料販売会社に確認する。 | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 産業用蒸気 | GJ | 1.02 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 産業用以外の蒸気 | GJ | 1.36 | 0.0 | 例えば、共同受電した電力を隣接事業者等に送電する場合。 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 温水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 冷水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 電気 | 一般電気事業者 | 昼間買電 | kkWh | 9.97 | 24,000.0 | 2,000.0 | 219,340.0 | 21,530.0 | 2,000.0 | 194,714.1 |
| | | 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯 | kkWh | 9.97 | 16,800.00 | 700.00 | | 14,952.00 | 700.00 | |
| | | 電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電 | kkWh | 9.97 | 7,200.00 | 1,300.00 | | 6,578.00 | 1,300.00 | |
| | | 夜間買電 | kkWh | 9.28 | 5,000.0 | 0.0 | 46,400.0 | 4,500.0 | 0.0 | 41,760.0 |
| | その他 | 上記以外の買電 | kkWh | 9.74 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 自家発電 | kkWh | 9.74 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 自家発電以外の計 h | kkWh | - | 29,000.0 | 2,000.0 | - | 26,030.0 | 2,000.0 | - |
| 熱量合計 | | | GJ | | | 1,309,301.4 | | 1,208,149.3 | | |
| 原油換算量 (10GJ=0.258kl) | | | kl | b | | 33,780.0 | c | 31,170.3 | | |
| 原油換算原単位 | | | kl/トン | | | 11.26 | | 10.39 | | |

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】

| | | | |
|---|---------|----|-------------|
| f | 7.7 | % | (b - c) / b |
| g | 2,609.7 | kl | b - c |

【電力削減効果】

| | | | |
|---|---------|------|-----------------------|
| j | 11.0 | % | i / (Ah - Bh) |
| i | 2,970.0 | kkWh | (Ah - Bh) - (Ch - Dh) |

【ピーク対策効果】

| | | | |
|---|----------|------|-------------------------|
| x | 11.5 | % | {(k-1) - (m-n)} / (k-1) |
| w | 1,848.00 | kkWh | (k-1) - (m-n) |

申請パターンA及びDにおいて、ピーク対策効果の計算をしない場合はブランクでも良い。効果が記載されている場合は、実績報告時の必達値となるので注意すること。

7.3 区分 I 計画書 2-3 所要資金計画

2-3. 所要資金計画

・各項目は、区分 I の新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
 ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
 ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

| 費目 | 金額 (円) | 積算内容 (円) |
|----------|-------------|---|
| I. 設計費 | (補助対象) | |
| | 3,500,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 3,500,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | 0 |
| 小計 | 3,500,000 | |
| II. 設備費 | (補助対象) | |
| | 225,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 220,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 5,000,000 3. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 60,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 60,000,000 |
| 小計 | 285,000,000 | |
| III. 工事費 | (補助対象) | |
| | 83,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 78,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 5,000,000 |
| | (補助対象外) | |
| | 30,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000 |
| 小計 | 113,000,000 | |
| IV. 諸経費 | (補助対象) | 参考見積等から記入する。 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | |
| 小計 | 0 | |
| 補助対象計 | 311,500,000 | |
| 補助対象外計 | 90,000,000 | |
| 合計 | 401,500,000 | |

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。I~IIIの該当する費目に含めること。

① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
 ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
 ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。

- ※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。
- ※ 補助対象設備を担保にいれないこと。
- ※ 各金額に消費税を含まないこと。

7.3 区分Ⅰ計画書 2-4 発注区分表

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

A B C D E F/G

2-4. 発注区分表

区分Ⅰについて、想定している発注名、発注単位を記述する。(4~5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の費用を記入する。

| 発注名 発注先 項目 | 区分Ⅰ | 区分Ⅰ | | | (単位 円) |
|------------------|-------------|-------------|--|--|-------------|
| | ボイラー更新工事 | 排ガスダクト工事 | | | 費目合計 |
| | 未定 | 未定 | | | |
| Ⅰ. 設計費 | 3,500,000 | 0 | | | 3,500,000 |
| Ⅱ. 設備費 | 220,000,000 | 65,000,000 | | | 285,000,000 |
| Ⅲ. 工事費 | 78,000,000 | 35,000,000 | | | 113,000,000 |
| Ⅳ. 諸経費 | 0 | 0 | | | 0 |
| 合計 | 301,500,000 | 100,000,000 | | | 401,500,000 |
| (単位 年) | | | | | |
| 最長の法定耐用年数 | 8 | 10 | | | --- |

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。
 ・例の内容であれば、2回発注(3者見積りを2回実施)することになる。

費目合計の数値を、「2-1事業概要」等と一致させること。

■特命発注に関する事項

特命発注が (ある ・ ない)

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合のみ対象とできる。

7.3

区分 I 計画書

2-5 既存設備と導入設備の比較表

2-5 既存設備と導入設備の比較表

照明のように異なる省エネ計算の場合は(F)(G)に記載し、「2-3後エネルギー効率」の計算過程として利用する。それ以外の設備は、「2-3省エネルギー効果」において個別計算を行う。

照明のように異なる省エネ計算の場合は(F)(G)に記載し、「2-3後エネルギー効率」の計算過程として利用する。それ以外の設備は、「2-3省エネルギー効果」において個別計算を行う。

| 既存設備 | | | | 導入予定設備 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------|--|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 機器名 | 仕様(A) (消費エネルギー量) (kW, kWh, m³等) | 仕様(B) (出力/能力) (kW, kWh, cal等) | 台数 (C) | 出力合計 (D)=(B)×(C) (kW, kWh, cal等) | 稼働時間 (F) (h, 等) | 消費エネルギー量 (G)=(D)×(F) (kWh, 等) | 参考機器名 | 仕様(A) (消費エネルギー量) (kW, kWh, m³等) | 仕様(B) (出力/能力) (kW, kWh, cal等) | 台数 (C) | 出力合計 (D)=(B)×(C) (kW, kWh, cal等) | 稼働時間 (F) (h, 等) | 消費エネルギー量 (G)=(D)×(F) (kWh, 等) |
| ● 照明 Aフロア | | | | | | | | | | | | | |
| 蛍光灯 ABC-100 | 60W | 100W型、1,000lm | 50 | 3,000W | 2,400h | 7,200kWh | LED DEF-100 | 30W | 150W型、1,500lm | 50 | 1,500W | 2,400h | 3,600kWh |
| 蛍光灯 ABC2-50 | 30W | 50W型、500lm | 40 | 1,200W | 2,400h | 2,880kWh | LED DEF2-50 | 15W | 50W型、450lm | 40 | 600W | 2,400h | 1,440kWh |
| | | 小計 | 90 | 4,200W | 2,400h | 10,080kWh | | | 小計 | 90 | 2,100W | 2,400h | 5,040kWh |
| ● 照明 Bフロア | | | | | | | | | | | | | |
| 蛍光灯 ABC-100 | 60W | 100W型、1,000lm | 30 | 1,800W | 2,400h | 4,320kWh | LED DEF-100 | 30W | 100W型、1,000lm | 40 | 1,200W | 2,400h | 2,880kWh |
| 蛍光灯 ABC2-50 | 30W | 50W型、500lm | 50 | 1,500W | 2,400h | 3,600kWh | LED DEF2-50 | 15W | 50W型、450lm | 50 | 750W | 2,400h | 1,800kWh |
| | | 小計 | 80 | 3,300W | 2,400h | 7,920kWh | | | 小計 | 90 | 1,950W | 2,400h | 4,680kWh |
| ● 暖 Aフロア | | | | | | | | | | | | | |
| エアコン DEF-90 (COP1/COP1) | 55kW/45kW | 冷房/暖房 | 5 | 275kW/225kW | | | エアコン DEF-90 (COP1/COP1) | 27kW/22kW | 冷房/暖房 | 5 | 135kW/110kW | | |
| エアコン DEF-200 (COP1/COP1) | 210kW/180kW | 冷房/暖房 | 10 | 2,100kW/1,800kW | | | エアコン DEF-200 (COP1/COP1) | 102kW/85kW | 冷房/暖房 | 10 | 1,020kW/850kW | | |
| | | 小計 | 15 | 2,375kW/2,025kW | | | | | 小計 | 15 | 1,155kW/960kW | | |
| ● 暖 Bフロア | | | | | | | | | | | | | |
| エアコン DEF-90 (COP1/COP1) | 55kW/45kW | 冷房/暖房 | 10 | 550kW/450kW | | | エアコン DEF-90 (COP1/COP1) | 70kW/60kW | 冷房/暖房 | 10 | 700kW/600kW | | |
| エアコン DEF-200 (COP1/COP1) | 210kW/180kW | 冷房/暖房 | 8 | 1,680kW/1,440kW | | | エアコン DEF-200 (COP1/COP1) | 102kW/85kW | 冷房/暖房 | 8 | 816kW/680kW | | |
| | | 小計 | 18 | 2,230kW/1,890kW | | | | | 小計 | 18 | 1,516kW/1,280kW | | |
| Aボイラー | A重油 20ki | 蒸気量 10t | 2 | 40ki | | | Aボイラー | A重油 15ki | 蒸気量 9t | 2 | 30ki | | |
| | | 小計 | 2 | 40ki | | | | | 小計 | 2 | 30ki | | |
| Bボイラー | A重油 50ki | 蒸気量 30t | 1 | 50ki | | | Bボイラー | A重油 15ki | 蒸気量 12t | 1 | 15ki | | |
| | | 小計 | 1 | 50ki | | | B'ボイラー | A重油 25ki | 蒸気量 18t | 1 | 25ki | | |
| | | 小計 | 1 | 50ki | | | | | 小計 | 2 | 40ki | | |
| 合計 | | | | | | | 合計 | | | | | | |

※導入予定設備に型式を記載する場合は、参考見種などで省エネ計算のために挙げた参考型式とし、特命発注にならないよう留意すること。
 ※既存設備が、どの導入予定設備に置き換わるかが明確となるように、導入前後の設備が左右に並ぶよう記載方法に留意すること。
 ※仕様には、導入前後で設備の能力が如何に、どのように変わるか、分かるよう記載すること。(例:照明の場合、lmやlxなど、空調の場合、冷房能力kWなど。)
 ※この機軸を参考であり、設備に併せて任意に機軸を変更し、工夫すること。
 ※各設備の出力合計の欄(B)は導入予定後の方が大きくなっていてもよいが、原則として各設備の消費エネルギーの合計の欄(D)は、導入予定後の方がすべて小さくなること。

例は、記載方法を分かり易くするための参考例であり、採択事例等とは一切関係のないものである。
 ・各設備の出力合計の欄(D)は導入予定後の方が大きくなっていてもよいが、原則として各設備の消費エネルギーの合計の欄(D)は、導入予定後の方がすべて小さくなること。
 ・また、出力・能力の比較は、単に設備単体や事業所合計の比較ではなく、設備が設置される場所ごと、効果が及ぶ範囲ごとに既存のどの設備に置き換わるのか、分かるよう比較を行うこと。
 ・例えば、照明であれば、この機軸で各部屋、各階、各フロア単位等で比較し、台数と出力がどう変わるのか確認できるようにする。既存設備を単に置き換えるだけであれば、同じ台数を記載する。
 ・ボイラー、空調などであれば、具体的に蒸気量・馬力・kW・COP等記載する。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.3 区分Ⅰ計画書 2-6 新設備の配置図

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.3 区分Ⅰ計画書 2-7 旧設備の撤去範囲

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(2)

3-2-2 導入する設備の能力の根拠

※3-2-1に記載した導入設備の能力がなぜ必要か、必要により別図等を使用して説明すること。

記載例①

例：導入する蓄電池は夏期に3,600kW一定で8時間、冬期に3,300kW一定で8時間のピークシフトを行う。



記載例②

例：導入する蓄電池は電力使用量が6,000kWを超える、最大3,000kWとなる部分のピークシフトを行う。



【3-2-3の項目一覧】

3-2-3 a 電気需要平準化時間帯のピーク対策効果

- (1) 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果の算出根拠
- (2) ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠
- (3) 設備導入前後の電力使用量/バランス
- (4) 設備導入後の電力使用量の実測方法、確認方法

3-2-3 b ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量

- (1) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量の算出根拠
- (2) ピーク対策設備・システム導入後の年間エネルギー使用量及び電力削減量計算に使用した数値の根拠
- (3) ピーク対策設備・システム導入前後のエネルギー使用量/バランス
- (4) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

3-2-3 a 電気需要平準化時間帯のピーク対策効果

(1) 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果の算出根拠

- ※電気需要平準化時間帯とは夏期(7月~9月)及び冬期(12月~3月)の8時~22時までの時間帯を指す。
- ※3-2-4「エネルギー使用量の原油換算表(Ⅱ)」のうち、「電気需要平準化時間帯」の数値と一致させること。
- ※ピーク対策効果の算出根拠について、計算に用いた定数や係数、式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

ピーク対策効果の算出式

$$\text{ピーク対策効果量(千kWh)} = \text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量} - \text{設備導入後の電気需要平準化時間帯の電力使用量}$$

$$\text{ピーク対策効果率(\%)} = \left[\frac{\text{ピーク対策効果量}}{\text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量}} \right] \times 100$$

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(3)

記載例①

計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場のピーク対策効果量（電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減量）
 $= 3,072.0 \text{ kWh} / \text{年}$ （裕度(安全率)20%を考慮）
- 2) ピーク対策効果率（電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減率）
 $= 19.1\%$ （裕度(安全率)20%を考慮）



本事業は【区分Ⅰ】省エネ設備とあわせて【区分Ⅱ】ピーク対策設備を導入する事業である。

【計算過程】

蓄電池設備を導入し、ピーク対策を実施する

設備の稼働条件は以下の通り

- ・夏期（7月～9月）、冬期（12月～3月）の放電時間は平日昼間10時～18時とする
 夏期は出力3,600kW、冬期は出力3,300kWで放電する
- ・春期（4月～6月）、秋期（10月、11月）の放電時間は平日昼間10時～17時とする
 春期及び、秋期は出力1,675kWで放電する
 （土日は工場が休みの為、土日は稼働しない）
- ・充電時間は平日夜間22～6時

7月～9月のピーク対策効果量： $3,600 \text{ kWh} \times 8 \text{ (時間)} = 28,800 \text{ kWh} / \text{日}$

12月～3月のピーク対策効果量： $3,300 \text{ kWh} \times 8 \text{ (時間)} = 26,400 \text{ kWh} / \text{日}$

7月～9月の平日稼働日数を60日間、
 12月～3月の平日稼働日数を80日間として、

【夏期】ピーク対策効果量 = $28,800 \text{ kWh} \times 60 \text{ (日)} \times 0.8 \text{ ※注} = 1,382,400 \text{ kWh} \cdot \cdot \text{①}$

【冬期】ピーク対策効果量 = $26,400 \text{ kWh} \times 80 \text{ (日)} \times 0.8 \text{ ※注} = 1,689,600 \text{ kWh} \cdot \cdot \text{②}$

※注意) 計算誤差を考慮し、裕度を20%みている。

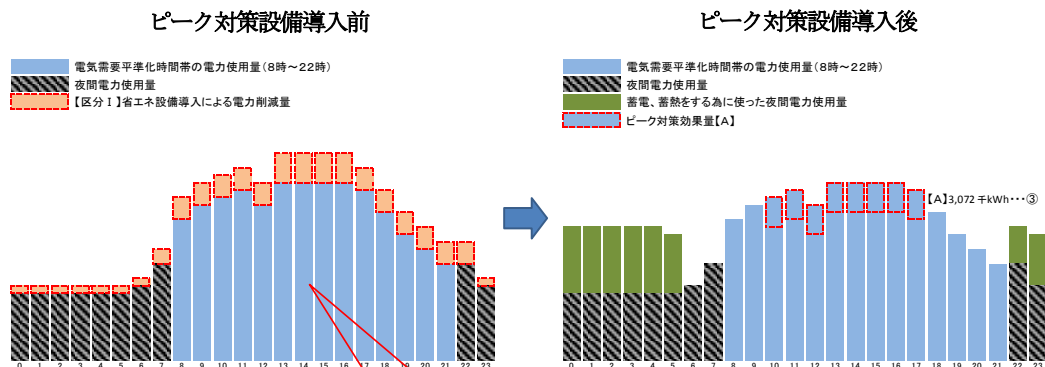
【年間】ピーク対策効果量 = $\text{①}1,382,400 \text{ kWh} + \text{②}1,689,600 \text{ kWh} = \underline{3,072,000 \text{ kWh}} \cdot \cdot \text{③}$

H25年度の電気需要平準化時間帯の電力使用量： $16,100,000 \text{ kWh} / \text{年} \cdot \cdot \text{④}$ ((2)で算出)

ピーク対策効果率： $\text{③}3,072,000 \text{ kWh} / \text{④}16,100,000 \text{ kWh} \times 100 = \underline{19.1 (\%)}$

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(4)

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |



図は、1日のイメージだが、これを7月~9月及び12月~3月について積算する。

区分Ⅰ省エネ設備を導入している場合、省エネ設備導入後の年間電力使用量を、区分Ⅱピーク対策機器導入前の年間電力使用量とする。

(参考) 電気需要平準化時間帯以外の昼間買電削減量の算出根拠

【春期】 昼間買電削減量 : 1,675 kWh × 7 (時間) = 11,725 kWh/日

【秋期】 昼間買電削減量 : 1,675 kWh × 7 (時間) = 11,725 kWh/日

4月~6月の平日稼働日数を60日間、
10月、11月の平日稼働日数を40日間として、

【春期】 昼間買電削減量 = 11,725kW × 60 (日) × 0.8※注 = 562,800 kWh・・・⑤

【秋期】 昼間買電削減量 = 11,725kW × 40 (日) × 0.8※注 = 375,200 kWh・・・⑥

※注意) 計算誤差を考慮し、裕度を20%みている。

【春期・秋期】 昼間買電削減量 = ⑤562,800 kWh + ⑥375,200kWh = 938,000 kWh・・・⑦



7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(6)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

25年度の夏期(7月~9月)、冬期(12月~3月)において、8:00~22:00の間、
6,000kWを超えた電力使用量の合計は、3,413,333kWhであった。



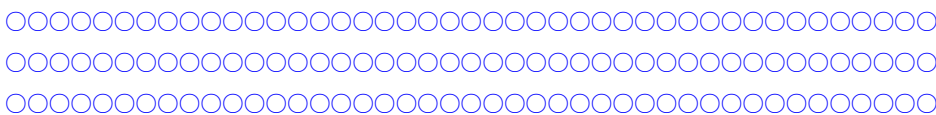
25年度、夏期・冬期の8:00~22:00において、6,000kWを超えた電力使用量の合計3,413,333kWh
が電気需要平準化時間帯における電力削減量となる。・・・②

安全率を10%とみて、ピーク対策効果量は

$$\textcircled{2} 3,413,333 \text{ kWh} \times 0.9 = \underline{3,072,000 \text{ kWh}} \text{・・・}\textcircled{3}$$

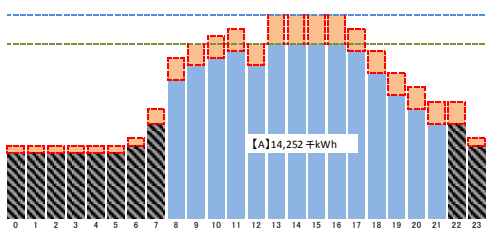
よって蓄電池導入後のピーク対策効果は

$$\text{ピーク対策効果率} : (\textcircled{3} 3,072,000 \text{ kWh} / \textcircled{1} 16,100,000 \text{ kWh}) \times 100 = \underline{19.1 (\%)} \text{.....}$$



ピーク対策設備導入前

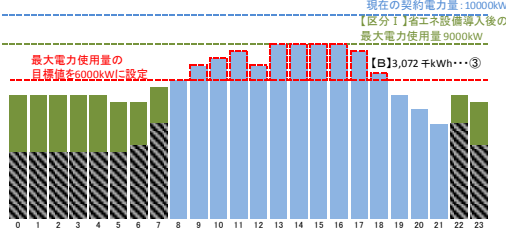
■ 電気需要平準化時間帯の電力使用量(8時~22時)【A】
■ 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量
■ 【区分Ⅰ】省エネ設備導入による電力削減量



図は、1日のイメージだが、これを7月~9月及び12月~3月について積算する。

ピーク対策設備導入後

■ 電気需要平準化時間帯の電力使用量(8時~22時)
■ 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量
■ 蓄電、蓄熱をする為に使った夜間電力使用量
■ ピーク対策効果量【B】



(参考) 電気需要平準化時間帯以外の昼間買電削減量の算出根拠

- ・25年度の電気需要平準化時間帯以外の昼間買電量
5,900,000kWh/4月~6月、10月、11月
(別添のEMS データ実績)

【区分Ⅰ】省エネ設備導入後の電気需要平準化時間帯以外の昼間買電量
5,278,000kWh/4月~6月、10月、11月
(原油換算表より $o - p : 6,578.0 - 1,300.0 = 5,278.0 \text{ kWh}$)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(8)

記載例②

7月～9月及び12月～3月の平均稼働日数を150日として、

1日当たりの電気需要平準化時間帯の6,000kWを超えた電力使用量は
 $②3,413,333 \text{ kWh} \div 150 (\text{日}) = 22,756 \text{ kWh} \dots ⑥$

放電する予定の時間は10時間とすると、1時間当たりの必要平均放電量は
 $⑥22,756 \text{ kWh} \div 10 (\text{時間}) = 2,275.6 \text{ kWh/時} \dots ⑦$

蓄電池の容量は、最大放電量となり、
 最大需要電力量 - 最大需要電力目標 = $9,000 \text{ kW} - 6,000 \text{ kW} = 3,000 \text{ kW} \dots ⑧$

この蓄電池に22時から8時の10時間に充電すると充電量は
 $⑧3,000 \text{ kWh} \times 10 (\text{時間}) = 30,000 \text{ kWh} \dots ⑨$

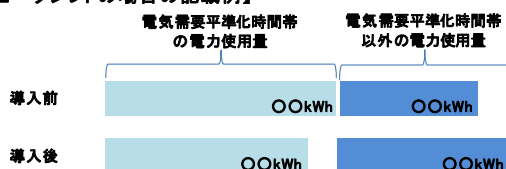
電力変換効率を90.93%とすると、放電量は
 $⑨30,000 \text{ kWh} \times 90.93\% = 27,279 \text{ kWh} \dots ⑩$

1日当たりの電気需要平準化時間帯の6,000kWを超えた電力使用量に対し、20%の余裕がある
 $(⑩27,279 \text{ kWh} \div ⑦22,756 \text{ kWh}) \times 100 = 120\%$

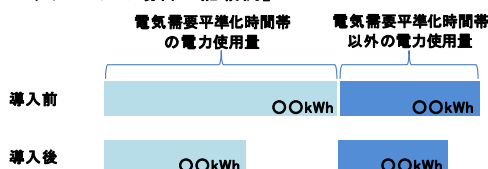
(3) 設備導入前後の電力使用量バランス

※導入前後の電力使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。

【ピークシフトの場合の記載例】



【ピークチェンジの場合の記載例】



ピークシフト・・・夜間など比較的電力需要の少ない時間帯へ、電気を使用する時間を移動したり、蓄電すること。

ピークチェンジ・・・電力の使用から、ガス・油等への使用へ転換すること。

電気需要平準化時間帯とそれ以外の時間帯の、導入前と導入後の電力使用量の変化を記載もしくは別図で添付すること。

(4) 設備導入後の電力使用量の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量から確認する。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量を確認する。



7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(9)

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

省エネ量がマイナスになる場合でも必ず記載すること。

3-2-3b ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量

(1) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量の算出根拠

※エネルギー使用量の増減を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

※区分Ⅰの設備がある申請パターンの場合は、区分Ⅰの導入後のエネルギー使用量を区分Ⅱのエネルギー使用量として記入する。

記載例①

計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場の年間省エネルギー量 = -24.3k1/年 (裕度20%を考慮)
- 2) 年間省エネルギー率 = -0.1% (裕度20%を考慮)

【計算過程】

電力変換効率が90.93%の為、③の効果を得るために必要な夏期・冬期における夜間電力使用量は

$$\textcircled{3}3,072,000 \text{ kWh} \times (100/90.93) = 3,378,423 \text{ kWh} \cdots \textcircled{11}$$

夏期冬季以外のピークシフトに要する、夜間電力使用量は

$$\textcircled{7}938,000 \text{ kWh} \times (100/90.93) = 1,031,563 \text{ kWh} \cdots \textcircled{12}$$

年間を通して増加する夜間電力量は

$$\textcircled{11}3,378,423 \text{ kWh} + \textcircled{12}1,031,563 \text{ kWh} = 4,409,986 \text{ kWh} \cdots \textcircled{13}$$

設備導入後の電力使用量は

| | 【導入前】 | 【導入後】 |
|-----------------------|----------------|---|
| 電気需要平準化時間帯 の昼間買電 | 14,952,000 kWh | 11,880,000 kWh (=14,952,000 - ③3,072,000) |
| 電気需要平準化時間帯 以外の昼間買電 | 6,578,000 kWh | 5,640,000 kWh (=6,578,000 - ⑦938,000) |
| 夜間電力 | 4,500,000 kWh | 8,909,986 kWh (=4,500,000 + ⑬4,409,986) |
| 合計 | 26,030,000 kWh | 26,429,986 kWh |

販売した副生エネルギーの量は「エネルギー使用実績の確認」から以下の通り

| | | |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 電気需要平準化時間帯 の昼間買電 | 700,000 kWh | 700,000 kWh |
| 電気需要平準化時間帯 以外の昼間買電 | 1,300,000 kWh | 1,300,000 kWh |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(10)

電気以外のエネルギーとして、B・C重油を20,906kl/年及び、液化天然ガスを1,753t/年使用している。

| | 単位 | 設備導入前 | | | 設備導入後 | | |
|-------------------------|-------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| | | | GJ (熱量換算) | Kl (原油換算) | | GJ (熱量換算) | Kl (原油換算) |
| 夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯 | 千 kWh | 14,952 ▲700 | 142,092.4 | 3,666.00 | 11,880 ▲700 | 111,464.6 | 2,875.79 |
| 電気需要平準化時間帯 を除いた昼間買電 | 千 kWh | 6,578 ▲1,300 | 52,621.7 | 1,357.64 | 5,640 ▲1,300 | 43,269.8 | 1,116.36 |
| 夜間買電 | 千 kWh | 4,500 | 41,760.0 | 1,077.40 | 8,910 | 82,684.8 | 2,133.27 |
| B・C重油 | Kl | 20,906 | 875,961.4 | 22,599.80 | 20,906 | 875,961.4 | 22,599.80 |
| 液化天然ガス | t | 1,753 | 95,713.8 | 2,469.41 | 1,753 | 95,713.8 | 2,469.41 |
| 合計 | | | | 31,170.3 | | | 31,194.6 |

※換算係数は『エネルギー使用量の原油換算表』より

▲は「販売した副生エネルギーの量」

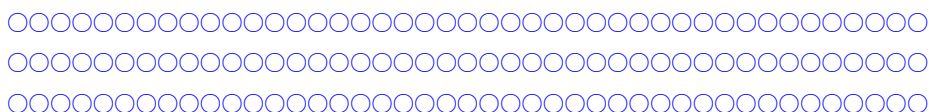
省エネルギー量は

$$\text{導入前の原油換算量} - \text{導入後の原油換算量} = 31,170.3\text{kl} - 31,194.6\text{kl} = \underline{-24.3\text{kl}} \cdot \textcircled{14}$$

省エネルギー率は

区分Ⅰによる省エネルギー効果(2,609.7kl)を加味しない実際の過去実績使用量に対する比率となるので、

$$\begin{aligned} & \text{導入後の省エネルギー量} / \text{区分Ⅰの設備導入前の原油換算量} \times 100 \\ & = \textcircled{14} - 24.3\text{kl} / 33,780.0\text{kl} \times 100 = -0.07 \approx \underline{-0.1(\%)} \end{aligned}$$



7.4 区分Ⅱ 計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(11)

記載例②

- 1) 事業場の年間省エネルギー量 = -24.3k1/年 (裕度10%を考慮)
 2) 年間省エネルギー率 = -0.1% (裕度10%を考慮)

【計算過程】

目標デマンド値 6,000kW を超えた電力を削減する為に必要な夜間電力は

電力変換効率が 90.93% の為、③の効果をj得るために必要な夏期・冬期における夜間電力使用量は

$$\textcircled{3}3,072,000 \text{ kWh} \times (100/90.93) = 3,378,423 \text{ kWh} \cdot \textcircled{11}$$

夏期冬季以外のピークシフトに要する、夜間電力使用量は

$$\textcircled{5}938,000 \text{ kWh} \times (100/90.93) = 1,031,563 \text{ kWh} \cdot \textcircled{12}$$

年間を通じて増加する夜間電力量は

$$\textcircled{11}3,378,423 \text{ kWh} + \textcircled{12}1,031,563 \text{ kWh} = 4,409,986 \text{ kWh} \cdot \textcircled{13}$$

設備導入後の電力使用量は

【導入前】

【導入後】

電気需要平準化時間帯

の昼間買電 14,952,000 kWh 11,880,000 kWh (=14,952,000 - ③3,072,000)

電気需要平準化時間帯

以外の昼間買電 6,578,000 kWh 5,640,000 kWh (=6,578,000 - ⑤938,000)

夜間電力 4,500,000 kWh 8,909,986 kWh (=4,500,000 + ⑬4,409,986)

合計 26,030,000 kWh 26,429,986 kWh

販売した副生エネルギーの量は「エネルギー使用量実績の確認」から以下の通り

電気需要平準化時間帯

の昼間買電 700,000 kWh 700,000 kWh

電気需要平準化時間帯

以外の昼間買電 1,300,000 kWh 1,300,000 kWh

電気以外のエネルギーとして、B・C重油を20,906k1/年及び、液化天然ガスを1,753t/年使用している。

| | 単位 | 設備導入前 | | | 設備導入後 | | |
|-------------------------|-------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| | | | GJ (熱量換算) | K1 (原油換算) | | GJ (熱量換算) | K1 (原油換算) |
| 夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯 | 千 kWh | 14,952 ▲700 | 142,092.4 | 3,666.00 | 11,880 ▲700 | 111,464.6 | 2,875.79 |
| 電気需要平準化時間帯 を除いた昼間買電 | 千 kWh | 6,578 ▲1,300 | 52,621.7 | 1,357.64 | 5,640 ▲1,300 | 43,269.8 | 1,116.36 |
| 夜間買電 | 千 kWh | 4,500 | 41,760.0 | 1,077.40 | 8,910 | 82,684.8 | 2,133.27 |
| B・C重油 | K1 | 20,906 | 875,961.4 | 22,599.80 | 20,906 | 875,961.4 | 22,599.80 |
| 液化天然ガス | t | 1,753 | 95,713.8 | 2,469.41 | 1,753 | 95,713.8 | 2,469.41 |
| 合計 | | | | 31,170.3 | | | 31,194.6 |

※換算係数は『エネルギー使用量の原油換算表』より

▲は「販売した副生エネルギーの量」

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分II 計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(11)

省エネルギー量は

$$\text{導入前の原油換算量} - \text{導入後の原油換算量} = 31,170.3\text{kl} - 31,194.6\text{kl} = \underline{-24.3\text{kl}} \cdots \textcircled{13}$$

省エネルギー率は

区分Iによる省エネルギー効果(2,609.7kl)を加味しない実際の過去実績使用量に対する比率となるので、

$$\begin{aligned} &\text{導入後の省エネルギー量} / \text{区分Iの設備導入前の原油換算量} \times 100 \\ &= \textcircled{13}-24.3\text{kl} / 33,780.0\text{kl} \times 100 = -0.07 \approx \underline{-0.1(\%)} \end{aligned}$$



- ・ピーク対策設備導入後の事業場全体の年間エネルギー使用量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにする。
- ・省エネルギー効果が区別できるアイテムに関しては別々に記述し、それぞれの省エネ効果が分かるように記述すること。
- ・事業終了後の事業場全体の年間エネルギー量の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・国際単位系(SI)で記載すること。特に熱量はジュール(J)を使用すること。
- ・電気需要平準化時間帯の電力削減量や燃料の増減等を算出し、「エネルギー使用量の原油換算表」に反映させる。
- ・設備性能の裕度(安全率)を考慮して省エネ計算を行うこと。
- ・裕度(安全率)の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を、単に減らすだけの省エネ量を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。

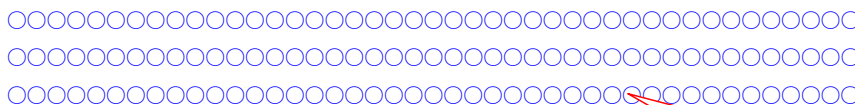
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2 電力使用量削減効果の計算(12)

(2) ピーク対策設備・システム導入後の年間エネルギー使用量及び電力削減量計算に使用した数値の根拠 (別添○)

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

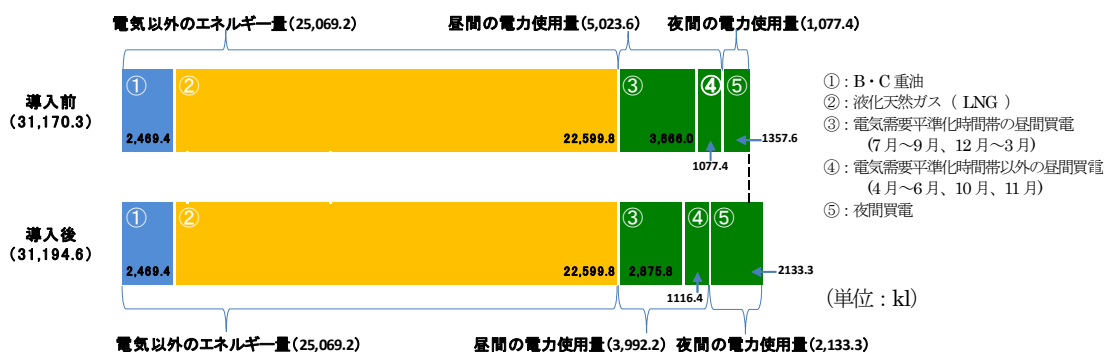
※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。



導入前のベースデータは、
実測値をもとにすること。

(3) ピーク対策設備・システム導入前後のエネルギー使用量バランス

※導入前後の年間エネルギー使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。



(4) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例: 電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量及び測定した放電量、充電量から確認する。

例: エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量及び測定した放電量、充電量を確認する。



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

7.4 区分Ⅱ計画書 3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表

3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ) ※グレー部分のみ入力可能 ※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合を取ること

| 生産量 | 単位 | 換算係数 (GJ/単位) | 平成25年度(実績) | | | 平成28年度(導入後) | | | |
|----------------------|-----------------------------|-----------------|------------|-----------------|---------------------|-------------|-----------------|---------------------|-------------|
| | | | 使用量 A | 販売した副生エネルギーの量 B | 差引後の熱量 (A-B) × 換算係数 | 使用量 C | 販売する副生エネルギーの量 D | 差引後の熱量 (C-D) × 換算係数 | |
| | | | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | |
| 原油 | k l | 38.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 原油のうちコンデンサート (NGL) | k l | 35.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 揮発油 (ガソリン) | k l | 34.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| ナフサ | k l | 33.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 灯油 | k l | 36.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 軽油 | k l | 37.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| A重油 | k l | 39.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| B・C重油 | k l | 41.9 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 | |
| 石油アスファルト | t | 40.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 石油コークス | t | 29.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 石油ガス | 液化石油ガス (LPG) | t | 50.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 石油系炭化水素ガス | km ³ | 44.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 可燃性天然ガス | 液化天然ガス (LNG) | t | 54.6 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 |
| | その他可燃性天然ガス | km ³ | 43.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 石炭 | 原料炭 | t | 29.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 一般炭 | t | 25.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 無煙炭 | t | 26.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 石炭コークス | t | 29.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | コールタール | t | 37.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | コークス炉ガス | km ³ | 21.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 高炉ガス | km ³ | 3.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 転炉ガス | km ³ | 8.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| その他燃料 | 都市ガス13A | km ³ | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 産業用蒸気 | GJ | 1.02 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 産業用以外の蒸気 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 温水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 冷水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 一般電気事業者 | 昼間買電 | 千kWh | 9.97 | 21,530.0 | 2,000.0 | 194,714.1 | 17,520.0 | 2,000.0 | 154,734.4 |
| | 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電 | 千kWh | 9.97 | 14,952.00 | 700.00 | 142,092.44 | 11,880.00 | 700.00 | 111,464.60 |
| | 夜間買電 | 千kWh | 9.97 | 6,578.00 | 1,300.00 | 52,621.66 | 5,640.00 | 1,300.00 | 43,269.80 |
| | 上記以外の買電 | 千kWh | 9.97 | 4,500.00 | 0.00 | 41,760.00 | 8,910.00 | 0.00 | 82,684.8 |
| その他 | 自家発電 | 千kWh | 9.97 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 自家発電以外の計 h | 千kWh | - | 26,030.0 | 2,000.0 | 236,474.1 | 26,430.0 | 2,000.0 | 237,419.2 |
| 熱量合計 | | | GJ | | | 1,208,149.3 | | | 1,209,094.4 |
| 原油換算量 (1061=0.258kl) | | | kl | | | 31,170.3 | | | 31,194.6 |
| 原油換算原単位 | | | kl/トン | | | 10.39 | | | 10.4 |

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数が当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

| | | | | |
|---|---|-------------------------|------|---|
| 【省エネルギー効果】 | f | -0.1 | % | (b - c) / 区分Ⅱ b |
| | g | -24.3 | kl | b - c |
| 【電力削減効果】 | j | -1.5 | % | i / (区分Ⅱ A h - 区分Ⅱ B h) |
| | i | -400.0 | 千kWh | (A h - B h) - (C h - D h) |
| 【ピーク対策効果】 | x | 19.1 | % | { (k - l) - (m - n) } / (区分Ⅱ k - 区分Ⅱ l) |
| | w | 3,072.00 | 千kWh | (k - l) - (m - n) |
| 【区分Ⅱが増エネでないか】 | z | 増エネでない(申請可) | | 増エネでない(申請可) 又は 増エネ(申請不可) |
| | | (0.993409495226484) 無単位 | | |
| zの結果を導く数式: [{(ローク)+ (1.3×カ+キ+ク)}] / [{(オーエ)+(1.3×ア+イ+ウ)}] ≤ 1 | | | | |
| 【Ⅰ+Ⅱの省エネルギー効果】 | サ | 7.7 | % | シ / 区分Ⅱ b |
| | シ | 2,585.4 | kl | g + 区分Ⅱ g |
| 【Ⅰ+Ⅱのピーク対策効果】 | ス | 30.6 | % | セ / (区分Ⅱ k - 区分Ⅱ l) |
| | セ | 4,920.00 | 千kWh | w + 区分Ⅱ w |

申請パターンがC、F、Gの場合、表示されている。

7.4 区分Ⅱ計画書 3-3 所要資金計画

3-3. 所要資金計画

- ・各項目は、区分Ⅱの新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

| 費目 | 金額 (円) | 積算内容 (円) |
|--------|------------|--|
| Ⅰ. 設計費 | (補助対象) | |
| | 2,500,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 2,500,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | 0 |
| 小計 | 2,500,000 | |
| Ⅱ. 設備費 | (補助対象) | |
| | 27,900,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 24,300,000 2. ○○○○○○○○○○ 3,600,000 3. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 10,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 10,000,000 |
| 小計 | 37,900,000 | |
| Ⅲ. 工事費 | (補助対象) | |
| | 2,500,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 2,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 500,000 |
| | (補助対象外) | |
| | 250,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 250,000 |
| 小計 | 2,750,000 | |
| Ⅳ. 諸経費 | (補助対象) | 参考見積等から記入する。 |
| | 0 | 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | |
| 小計 | 0 | |
| 補助対象計 | 32,900,000 | |
| 補助対象外計 | 10,250,000 | |
| 合計 | 43,150,000 | |

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。Ⅰ～Ⅲの該当する費目に含めること。

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。

※ 補助対象設備を担保にいれないこと。

※ 各金額に消費税を含まないこと。

7.4 区分Ⅱ計画書

3-4 発注区分表

3-4. 発注区分表

区分Ⅱについて、想定している発注名、発注単位を記述する。(4~5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の費用を記入する。

| | | 区分Ⅱ | | | (単位 円) |
|------------------|----------|------------|--|--|------------|
| 発注名 発注先 項目 | | 蓄電池導入工事 | | | 費目合計 |
| | | 未定 | | | |
| | I. 設計費 | 2,500,000 | | | 2,500,000 |
| | II. 設備費 | 37,900,000 | | | 37,900,000 |
| | III. 工事費 | 2,750,000 | | | 2,750,000 |
| | IV. 諸経費 | 0 | | | 0 |
| | 合計 | 43,150,000 | | | 43,150,000 |

| | | | | | (単位 年) |
|-----------|--|----|--|--|--------|
| 最長の法定耐用年数 | | 15 | | | --- |

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。

費目合計の数値を、「3-1 事業概要」等と一致させること。

■特命発注に関する事項

特命発注が (ある ・ ない)

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合にのみ対象とできる。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.4 区分Ⅱ計画書 3-5 新設備の配置図

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.4 区分Ⅱ計画書 3-6 旧設備の撤去範囲

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |

※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

7.5 区分Ⅲ計画書 4-2 省エネルギー計算(1)

4-2 省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算 (EMSを用いた設備の制御による効果のみとすること)

【 確 認 】

以下の計算での過程で計算ミスなどが理由であっても、申請時の省エネルギー量・ピーク対策効果量の達成が難しい見込みとなった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

(←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。)

主に計算する効果量を選択してください。(レ点でチェックを入れる。)

省エネルギー量 (申請パターンD, F) ピーク対策効果量 (申請パターンE, G)

4-2-1 導入EMSの機器構成、仕様

| | |
|----------|------------------------------|
| 主装置 | ABCD-1 2 3 |
| 入出力装置 | コントロールユニット |
| 空調・照明制御盤 | 端末収納盤 |
| 計測器 | CT5A/50A/100A/250A/400A/600A |
| ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

・申請パターンに応じて、省エネルギー量か、ピーク対策効果量を選択してください。
 ・選択していない方の効果量についても、原油換算表に効果を記載する場合は、ここにその根拠を記載して下さい。
 ・記載された効果量は全て必達目標となる。

主装置の型番を記載。

4-2-2 導入EMSの制御機能の説明

※以下、制御の内容を具体的に記載する。

- 照明省エネ制御
 タイムスケジュール及び人感センサにより照明機器の点灯時間を最小化する。対象設備：照明機器
- 外気取入れ量制御
 室内CO2濃度によって冷暖房負荷となる外気取入れ量を制御し熱源エネルギーを削減する。対象設備：空調器、換気ファン
- 空調設定値緩和制御
 室内外環境条件と省エネ目標値との相対により、空調温度設定値を緩和してエネルギー使用量を削減する。対象設備：空調器

・省エネルギー量を例として記載している。申請パターンの選択によってはピーク対策効果について記載すること。

7.5 区分Ⅲ計画書 4-2 省エネルギー計算(2)

- 熱源機運転台数制御
空調負荷熱量により熱源機の必要台数を演算し運転台数を制御し熱源エネルギーを削減する。対象設備：冷温水ヒートポンプチラー
- 冷温水ポンプ運転台数制御
空調負荷熱量により熱源2次ポンプの必要台数を演算し運転台数を制御し水搬送エネルギーを削減する。対象設備：送水ポンプ
- 電力デマンド制御
受電電力量を積算し、時限終了時のデマンド予測を行い、デマンド目標値を超えるおそれがあると判断した場合、優先順位に応じて電力負荷の遮断及び復帰を行う。対象設備：空調機、換気ファン
- 空調スケジュールと最適起動停止制御
空調機を就業時間に合わせて自動運転させるとともに最適起動停止制御と起動時外気ダンパー制御で省エネを図る。対象設備：空調機
- 間欠運転制御
空調機や換気ファンに対して周期的に停止時間(緩和時間)を設け節電運転を図る。対象設備：空調機、換気ファン

・省エネルギー効果・ピーク対策効果の双方の計算が可能な場合は記載しても良い。
ただし、申請値は必達となるので、注意が必要。

7.5 区分Ⅲ計画書 4-2 省エネルギー計算(6)

| | EMS制御機能 | 対象エネルギー | ピーク対策効果量(千kWh) | ピーク対策効果率(%) |
|----------------|---------|---------|----------------|-------------|
| 補助対象設備 | | | | |
| ○—1 | 蓄電池運転制御 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| ○ | 〇〇〇〇 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| ○ | 〇〇〇〇 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | | 小計 | | |
| 補助対象外設備 | | | | |
| ○—2 | 蓄電池運転制御 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| ○ | 〇〇〇〇 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| ○ | 〇〇〇〇 | 電力量 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | | 小計 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | | 合計 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |

・補助対象設備と補助対象外設備の省エネルギー量に分けて小計をとること。

- . 蓄電池運転制御
 -
 -
- . ○○○○○○
 -
 -
- . ○○○○○○
 -
 -
- . ○○○○○○
 -
 -

白地の申請パターンの事業で要提出

7.5 区分Ⅲ計画書 4-2 省エネルギー計算(7)

| 「1.4 申請パターン」毎の必要書類 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
| | | | | | |

(2) ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

○

(3) 設備導入前後の電力使用量バランス

※導入前後の電力使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。

○

(4) 設備導入後のピーク対策効果量の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量を確認する。

(例：電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量から確認する。)

○

- ・エネルギー管理士により記名、押印すること。
- ・会社に所属している場合は社名を記載。
- ・エネルギー管理士の資格を証明する書類の写しを添付のこと。

上記の計算の内容について、確認いたしました。

| | |
|-----|----|
| 氏名 | ◎印 |
| 所属名 | |

7.5 区分Ⅲ計画書 4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表

4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅲ) ※グレー部分のみ入力可能
※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合を取ること

| | 単位 | 換算係数 (GJ/単位) | 平成25年度 (実績) | | | 平成28年度 (導入後) | | |
|----------------------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|-------------------|--------------|-----------------|-------------------|
| | | | 使用量 A | 販売した副生エネルギーの量 B | 差引後の熱量 (A-B)×換算係数 | 使用量 C | 販売する副生エネルギーの量 D | 差引後の熱量 (C-D)×換算係数 |
| | | | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) | 数値 | 数値 | 熱量 (GJ) |
| 生産量 | トン | | 3,000.0 | | | 3,000.0 | | |
| 原油 | kl | 38.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 原油のうちコンデンセート (NGL) | kl | 35.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 揮発油 (ガソリン) | kl | 34.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ナフサ | kl | 33.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 灯油 | kl | 36.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 軽油 | kl | 37.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| A重油 | kl | 39.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| B・C重油 | kl | 41.9 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 | 20,906.0 | 0.0 | 875,961.4 |
| 石油アスファルト | t | 40.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石油コークス | t | 29.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 液化石油ガス (LPG) | t | 50.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石油系炭化水素ガス | km ³ | 44.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 可燃性天然ガス | t | 54.6 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 | 1,753.0 | 0.0 | 95,713.8 |
| その他可燃性天然ガス | km ³ | 43.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石炭 | t | 29 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 原料炭 | t | 25.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般炭 | t | 26.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 無煙炭 | t | 29.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石炭コークス | t | 37.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| コールタール | km ³ | 21.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| コークス炉ガス | km ³ | 3.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 高炉ガス | km ³ | 8.41 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 転炉ガス | km ³ | 3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他の燃料 | km ³ | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 都市ガス13A | km ³ | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 産業用蒸気 | GJ | 1.02 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 産業用以外の蒸気 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 温水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 冷水 | GJ | 1.36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般電気事業者 | 千kWh | 9.97 | 17,520.0 | 2,000.0 | 154,734.4 | 13,850.0 | 2,000.0 | 118,144.5 |
| 夏期・冬期における電気需要平準化期間中 | 千kWh | 9.97 | 11,880.0 | 700.0 | | 9,450.0 | 700.0 | |
| 電気需要平準化期間中を除外した長期買電 | 千kWh | 9.97 | 5,640.0 | 1,300.00 | | 4,400.00 | 1,300.00 | |
| 夜間買電 | 千kWh | 9.28 | 8,910.0 | 0.0 | 82,684.8 | 8,500.0 | 0.0 | 78,880.0 |
| 上記以外の買電 | 千kWh | 9.76 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 自家発電 | 千kWh | 9.76 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 自家発電以外の計 | 千kWh | - | 26,430.0 | 2,000.0 | - | 22,350.0 | 2,000.0 | - |
| 熱量合計 | GJ | | | | 1,209,094.4 | | | 1,168,699.7 |
| 原油換算量 (10GJ=0.258kl) | kl | | | | 31,194.6 | | | 30,152.5 |
| 原油換算原単位 | kl/トン | | | | 0.4 | | | 10.05 |

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数を相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができる場合は、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとす同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】

| | | | |
|---|---------|----|---------------|
| f | 3.1 | % | (b-c) / 区分Ⅰ b |
| g | 1,042.1 | kl | b-c |

【電力削減効果】

| | | | |
|---|---------|------|---------------------------|
| j | 15.1 | % | i / (区分Ⅰ A h - 区分Ⅰ B h) |
| i | 4,080.0 | 千kWh | (A h - B h) - (C h - D h) |

【ピーク対策効果】

| | | | |
|---|----------|------|-------------------------------------|
| k | 15.1 | % | { (k-1) - (m-n) } / (区分Ⅰ k - 区分Ⅰ l) |
| w | 2,430.00 | 千kWh | (k-1) - (m-n) |

申請パターンDにおいて、ピーク対策効果の計算をしない場合はブランクでも良い。効果が記載されている場合は、実績報告時の必達値となるので注意すること。

7.5 区分Ⅲ計画書

4-3 所要資金計画

4-3. 所要資金計画

- ・各項目は、区分Ⅲの新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

| 費目 | 金額 (円) | 算 算 内 容 (円) |
|------------|-----------|---|
| I. 設 計 費 | (補助対象) | |
| | 300,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 300,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | 0 |
| 小 計 | 300,000 | |
| II. 設 備 費 | (補助対象) | |
| | 3,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 3,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 3. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | 1. ○○○○○○○○○○ 0 |
| 小 計 | 3,000,000 | |
| III. 工 事 費 | (補助対象) | |
| | 2,000,000 | 1. ○○○○○○○○○○ 2,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 |
| | (補助対象外) | |
| | 0 | 1. ○○○○○○○○○○ 0 |
| 小 計 | 2,000,000 | |
| IV. 諸 経 費 | (補助対象) | 参考見積等から記入する。 |
| | 0 | 0 |
| (補助対象外) | | |
| | 0 | |
| 小 計 | 0 | |
| 補助対象 計 | 5,300,000 | |
| 補助対象外 計 | 0 | |
| 合 計 | 5,300,000 | |

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。I～Ⅲの該当する費目に含めること。

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。
 ※ 補助対象設備を担保にいれないこと。
 ※ 各金額に消費税を含まないこと。

7.5 区分Ⅲ計画書

4-4 発注区分表

4-4. 発注区分表

区分Ⅲについて、想定している発注名、発注単位を記述する。

想定している発注区分ごとの各費目の費用を記入する。

| 発注名 発注先 項目 | 区分Ⅲ | | | | (単位 円) |
|------------------|-----------|----------------------|--|--|-----------|
| | | EMS導入工事 (エネマネ事業者) | | | |
| I. 設計費 | 300,000 | | | | 300,000 |
| II. 設備費 | 3,000,000 | | | | 3,000,000 |
| III. 工事費 | 2,000,000 | | | | 2,000,000 |
| IV. 諸経費 | 0 | | | | 0 |
| 合計 | 5,300,000 | | | | 5,300,000 |

| | | | | | (単位 年) |
|-----------|---|--|--|--|--------|
| 最長の法定耐用年数 | 8 | | | | --- |

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。

費目合計の数値を、「4-1事業概要」等と一致させること。

白地の申請パターンの事業で要提出

7.5 区分Ⅲ計画書 4-5 新設備の配置図

「1.4 申請パターン」毎の必要書類

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| A | B | C | D | E | F/G |
|---|---|---|---|---|-----|

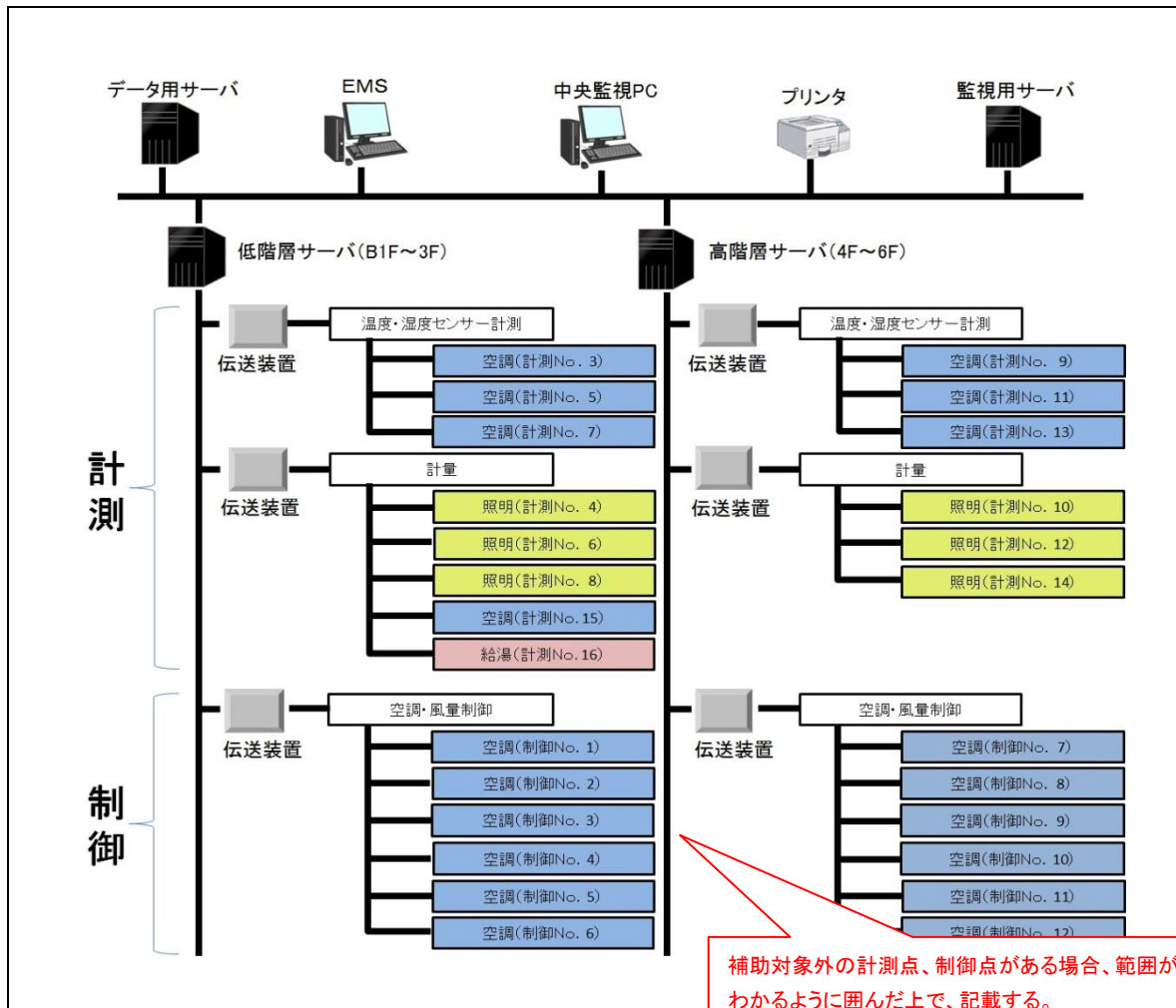
※様式なし。該当する説明資料を作成して提出のこと。

7.5 区分Ⅲ計画書 4-6 システム概要図

4-6 システム概要図

登録されているシステム・機器番号を記載する。

| | | | |
|-----------|------------------|-----------|----------------------|
| 事業場名 | ○○○○○○○○○○○○○○○○ | | |
| システム・機器番号 | ○○-○○○○ | システム・機器名称 | ○○○○○○○○○○○○○○○○システム |



補助対象外の計測点、制御点がある場合、範囲がわかるように囲んだ上で、記載する。

| | | | | |
|----|---|------|----|---|
| 計測 | 空調、照明など、計測対象を明確に記述すること | 計測点数 | 15 | 点 |
| | 空調 100%計測 (各階分電盤：5点、地下1階オイル配管：2点) 照明 100%計測 (各階分電盤：6点) 給湯 100%計測 (地下1階ガス配管：1点) ※エレベータ、コンセント等、その他の動力計は非計測 | | | |
| 制御 | 空調、照明など、制御対象を明確に記述すること | 制御点数 | 11 | 点 |
| | 照明制御無し 自動制御：空調 デマンド閾値連動型制御 (ON/OFF、風量のみ) →12点 1F~6F 各2台 (制御アダプタ利用) 遠隔制御：同上 (顧客ポータルから遠隔制御可能) | | | |

※制御/計測の対象から外したポイントがある場合、理由を記載すること
 ※計測・制御対象一覧 (ポイントリスト) を添付すること

7.5 区分Ⅲ計画書

4-7 計測・制御対象一覧(ポイントリスト)

4-7 計測・制御対象一覧 (ポイントリスト)

登録されているシステム・機器番号を記載する。

| | | | |
|-----------|----------------------------|-----------|--------------------------|
| 事業場名 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | | |
| システム・機器番号 | ○○○-○○○ | システム・機器名称 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○システム |

| No. | ポイント名称 | エネルギー種別 | 設備分類 | 設置場所 | 機器種別 | 型式 | 計測対象設備 | |
|-----|-----------|---------|------|-------------|----------|------------|--------|-------|
| | | | | | | | 区分Ⅰ・Ⅱ | EMS制御 |
| 1 | EMS | 電気 | その他 | B1Fエネルギー管理室 | EMS主装置 | EMS-1234A | | |
| 2 | 受電電力 | 電気 | その他 | B1Fエネルギー管理室 | パルス検出器 | PULSE-1234 | | |
| 3 | 1F空調 (2台) | 電気 | 空調 | 1F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | 制御 |
| 4 | 1F照明 | 電気 | 照明 | 1F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | |
| 5 | 2F空調 (2台) | 電気 | 空調 | 2F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | 制御 |
| 6 | 2F照明 | 電気 | 照明 | 2F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | |
| 7 | 3F空調 (2台) | 電気 | 空調 | 3F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | | 制御 |
| 8 | 3F照明 | 電気 | 照明 | 3F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | |
| 9 | 4F空調 (2台) | 電気 | 空調 | 4F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | | 制御 |
| 10 | 4F照明 | 電気 | 照明 | 4F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | |
| 11 | 5F空調 (2台) | 電気 | 空調 | 5F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | | 制御 |
| 12 | 5F照明 | 電気 | 照明 | 5F分電盤 | 電力量センサ | ABC12-345 | 区分Ⅰ | |
| 13 | 蓄電池 | 電気 | 蓄電池 | B1F格納庫 | LIB | LIB34-567 | 区分Ⅱ | |
| 14 | B1F空調 | ガス | 給湯 | B1Fガス配管 | ガス流量センサ | DEF67-890 | | |
| 15 | B1F給湯 | 油 | 給湯 | B1Fオイル配管 | オイル流量センサ | GHI89-123 | | |
| 16 | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | |

| No. | ポイント名称 | エネルギー種別 | 設備分類 | 設置場所 | 機器種別 | 型式 | 制御対象設備 | |
|-----|--------|---------|------|-------------|----------|-----------|--------|--|
| | | | | | | | 区分Ⅰ・Ⅱ | |
| 1 | 1F空調_1 | 電気 | 空調 | 1F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | 区分Ⅰ | |
| 2 | 1F空調_2 | 電気 | 空調 | 1F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | 区分Ⅰ | |
| 3 | 2F空調_1 | 電気 | 空調 | 2F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | 区分Ⅰ | |
| 4 | 2F空調_2 | 電気 | 空調 | 2F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | 区分Ⅰ | |
| 5 | 3F空調_1 | 電気 | 空調 | 3F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 6 | 3F空調_2 | 電気 | 空調 | 3F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 7 | 4F空調_1 | 電気 | 空調 | 4F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 8 | 4F空調_2 | 電気 | 空調 | 4F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 9 | 5F空調_1 | 電気 | 空調 | 5F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 10 | 5F空調_2 | 電気 | 空調 | 5F室内機 (天井裏) | 空調制御アダプタ | AB-12-CD | | |
| 11 | 蓄電池 | 電気 | 蓄電池 | B1F格納庫 | LIB | LIB34-567 | 区分Ⅱ | |
| 12 | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | |

8. 添付資料の例

P.40「提出書類一覧」を参照し、必要な様式を使用して資料を作成・提出のこと。

8.1 設備設置承諾書（1）

添付書類の一部抜粋

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合に作成必要。 該当しない場合は作成不要。

左側は必ず綴じ代を十分取る。少なくとも20mmは必要

添付 10

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約
の契約権限者のものとする。

住 所 東京都港区〇〇一丁目1番1号
名 称 □□産業株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて適宜
選択すること。

当社（私）は、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付規程第10条、第24条および第25条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする！

8.1 設備設置承諾書 (2)

記

1. 建物の所在地および名称

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○○○○○

2. 設備の設置者

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○工業株式会社

3. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○省エネルギー事業

4. 設置される設備の概要

設備の仕様、台数等の概要を記入する。

5. 処分制限を受ける期間 (設備の法定耐用年数を記載する)

○○年

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

9. 資料

9. 1

日本標準産業分類

| 大分類 | 中分類 | 分類項目名 | 大分類 | 中分類 | 分類項目名 | | |
|------------------|--------------|----------------------|---------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------|------------------|
| A | 農業、林業 | 01 農業 | 卸売業・小売業 (続き) | 53 | 建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業 | | |
| | | 02 林業 | | 54 | 機械器具卸売業 | | |
| B | 漁業 | 03 漁業(水産養殖業を除く) | | 55 | その他の卸売業 | | |
| | | 04 水産養殖業 | | 56 | 各種商品小売業 | | |
| C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 05 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 57 | 織物・衣服・身の回り品小売業 | | |
| D | 建設業 | 06 総合工事業 | | 58 | 飲食料品小売業 | | |
| | | 07 職別工事業(設備工事業を除く) | | 59 | 機械器具小売業 | | |
| | | 08 設備工事業 | | 60 | その他の小売業 | | |
| E | 製造業 | 09 食料品製造業 | | 61 | 無店舗小売業 | | |
| | | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | | J 金融業・保険業 | 62 | 銀行業 | |
| | | 11 繊維工業 | | | 63 | 協同組織金融業 | |
| | | 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | 64 | | 貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関 | | |
| | | 13 家具・装備品製造業 | 65 | | 金融商品取引業、商品先物取引業 | | |
| | | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 66 | | 補助的金融業等 | | |
| | | 15 印刷・同関連業 | 67 | | 保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む) | | |
| | | 16 化学工業 | K 不動産業、物品 賃貸業 | | 68 | 不動産取引業 | |
| | | 17 石油製品・石炭製品製造業 | | | 69 | 不動産賃貸業・管理業 | |
| | | 18 プラスチック製品製造業 | | | 70 | 物品賃貸業 | |
| | | 19 ゴム製品製造業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 | | 71 | 学術・開発研究機関 | |
| | | 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | | | 72 | 専門サービス業(他に分類されないもの) | |
| | | 21 窯業・土石製品製造業 | | 73 | 広告業 | | |
| | | 22 鉄鋼業 | | 74 | 技術サービス業(他に分類されないもの) | | |
| | | 23 非鉄金属製造業 | | M 宿泊業、飲食 サービス業 | 75 | 宿泊業 | |
| | | 24 金属製品製造業 | | | 76 | 飲食店 | |
| | | 25 はん用機械器具製造業 | 77 | | 持ち帰り・配達飲食サービス業 | | |
| | | 26 生産用機械器具製造業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 | 78 | 洗濯・理容・美容・浴場業 | | |
| | | 27 業務用機械器具製造業 | | 79 | その他の生活関連サービス業 | | |
| | | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | | 80 | 娯楽業 | | |
| | | 29 電気機械器具製造業 | O 教育、学習支援業 | 81 | 学校教育 | | |
| | | 30 情報通信機械器具製造業 | | 82 | その他の教育、学習支援業 | | |
| | | 31 輸送用機械器具製造業 | P 医療、福祉 | 83 | 医療業 | | |
| | | 32 その他の製造業 | | 84 | 保健衛生 | | |
| | | F | | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 33 電気業 | 85 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| | | | 34 ガス業 | | Q 複合サービス事業 | 86 | 郵便局 |
| | | | 35 熱供給業 | | | 87 | 協同組合(他に分類されないもの) |
| | | | 36 水道業 | | | R サービス業(他に分類されないもの) | 88 |
| | | G | 情報通信業 | 37 通信業 | 89 | | 自動車整備業 |
| | | | | 38 放送業 | 90 | | 機械等修理業 |
| | | | | 39 情報サービス業 | 91 | | 職業紹介・労働者派遣業 |
| | | | | 40 インターネット附随サービス業 | 92 | | その他の事業サービス業 |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | 93 | | | 政治・経済・文化団体 | | | |
| H | 運輸業、郵便業 | 42 鉄道業 | 94 | 宗教 | | | |
| | | 43 道路旅客運送業 | 95 | その他のサービス業 | | | |
| | | 44 道路貨物運送業 | 96 | 外国公務 | | | |
| | | 45 水運業 | S 公務(他に分類されないものを除く) | 97 | 国家公務 | | |
| | | 46 航空運輸業 | | 98 | 地方公務 | | |
| | | 47 倉庫業 | | T 分類不能の産業 | 99 | 分類不能の産業 | |
| | | 48 運輸に附帯するサービス業 | | | | | |
| | | 49 郵便業(信書便事業を含む) | | | | | |
| I | 卸売業、小売業 | 50 各種商品卸売業 | | | | | |
| | | 51 繊維・衣服等卸売業 | | | | | |
| | | 52 飲食料品卸売業 | | | | | |

9.2 EMSのシステム・機器要件

登録EMSは、以下の機能具备していること。

| NO | 項目 | | 省エネ設備導入 | 電力ピーク対策 | 機能 |
|---------------------------------|---------------|----------------|---------|---------|---|
| 導入拠点における機能要件 | | | | | |
| 1 | エネルギーの計測と見える化 | 電力 | ● | ● | 事業場全体、補助対象設備、およびEMS制御対象設備の電力消費量を測定すること。 |
| 2 | | | | | ● |
| 3 | | | △ | △ | 太陽光発電、燃料電池などの発電設備を有する場合、機器種別ごとの発電量と売電量を測定すること。 |
| 4 | | | △ | ● | 蓄電設備を導入する場合、蓄電量と放電量を測定すること。 |
| 5 | | | ● | ● | 計測点それぞれで30分以内の電力消費量を測定し、1ヶ月以上保存すること。 |
| 6 | | | ● | ● | 事業場全体および計測点それぞれの30分以内の電力消費量を閲覧できること。 |
| 7 | | 電力以外(ガス、重油等) | ● | ● | 事業場全体、補助対象設備のエネルギー消費量を測定または入力し、1ヶ月以上保存すること。 |
| 8 | | | | | ● |
| 9 | | | ● | ● | 事業場全体の電力以外のエネルギー消費量を閲覧できること。 |
| 10 | | 全体 | 見える化 | ● | ● |
| 11 | 接続機器の制御 | ローカル制御(※1) | ● | ● | 省エネやピーク対策のために、各機器を自動制御できる機能を有すること。(電力デマンド制御必須のほか、時間帯別制御、台数制御、容量制御、設定値管理制御等の省エネ制御) |
| 12 | | 遠隔制御(※1) | ● | ● | 地域電力の逼迫時等に、導入拠点から離れた場所から制御できる機能を有すること。 |
| 13 | | 発電、蓄電設備(※1) | △ | △ | 発電、蓄電設備を有する場合、導入拠点及び導入拠点から離れた場所からも、稼働状況を変更できる機能を有すること。 |
| 14 | デマンドの制御 | デマンドピークの制御(※1) | ● | ● | 事業場全体の30分電力消費量の目標値の設定ができ、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には、目標値以下に電力消費量を自動制御する機能を有すること。 |
| 15 | | デマンドレスポンス | ● | ● | エネマネ事業者が電力会社等から要請を受けた場合、エネマネ事業者のセンターサーバーと連携して導入拠点から離れた場所からも電力消費量を抑制する機能を有すること。 |
| エネマネ事業者のセンターシステムに対する機能要件 | | | | | |
| 16 | 見える化 | 一覧表示 | ● | ● | 補助対象設備の電力消費量および電力以外のエネルギー消費量を一覧表示できる機能を有すること。事業場全体については、原油換算値(kl)表示可能なこと。 |
| 17 | デマンドの制御 | デマンドレスポンス/通知機能 | ● | ● | 電力会社等からの要請等を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前通知を行う機能を有すること。 |
| 18 | | デマンドレスポンス/制御機能 | ● | ● | 電力会社等からの要請等を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な制御を行う機能を有すること。 |
| 19 | データの保存管理 | 計測データ等の保存 | ● | ● | 計測データについて、サーバ上に保存し、閲覧できること。保存するデータの粒度は、30分以内で3年以上とする。 |
| 20 | | 履歴の保存 | ● | ● | 電力会社等からのデマンドレスポンスの要請等に対応した場合、その対応時間を抽出する機能を有すること。 |
| 21 | その他 | 通信遮断への対応 | ● | ● | センターシステムとの通信が一時的に切断されても、導入拠点EMSにてローカル制御、データ計測・蓄積を継続し、センターサーバーのデータリカバリが可能であること。 |
| 外部との接続の連携 | | | | | |
| 22 | スマートメーターとの連携 | | ● | ● | スマートメーターを設置している場合、スマートメーターと連携できること。 ※電力会社等がスマートメーターの情報連携を認め、情報インターフェイス等、連携のための情報を公開していることを前提とする。 |
| 23 | 標準プロトコルへの対応 | | ● | ● | デマンドレスポンス等の標準プロトコルが正式発表された場合、それらの標準プロトコルへの対応を可能とすること。 |

※1: 制御を行った場合、必ず何らかの形で履歴を保存できるようにすること。

●: 必須
△: 任意

10.

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

10. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

- 第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条)
第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)
第四章 補助金等の返還等(第十七条—第二十一条)
第五章 雑則(第二十一条の二—第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条—第三十三条)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 二 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 四 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従ひ、利子を軽減して融通する資金
- 五 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 六 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 七 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行つた現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉するようのものであってはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業者等及び間接補助事業者等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従ひ、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従ひ、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業者等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

10. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(入札検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

10. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄 （施行期日）

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の施行の日から施行する。
（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年九月一日法律第一六一号）抄

- この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四五年四月一日法律第一三号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄 （施行期日）

- 第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）
- 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
- 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
（政令への委任）
- 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五款、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百七条第四項から第六項まで、第六十条条、第六十三条、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

11.

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業
交付規程(抜粋)

10. 交付規程(抜粋)

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程(抜粋)平成27年3月5日
SII-26M-規程-002

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱(20150204財資第8号。以下「要綱」という。)第3条に基づく地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 SIIが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)並びに要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 SIIは、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(以下「補助事業」という。))を行うおとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、別表2のとおりとする。

(エネマネ事業者及び補助対象システム・機器の登録)

第5条 SIIは、補助事業の実施に際し、別に定める登録要件を満たす、エネルギー管理支援サービス事業者(以下「エネマネ事業者」という。)およびエネマネ事業者が提供する補助対象システム・機器を登録する。

(エネマネ事業者の責務)

第6条 エネマネ事業者は、補助事業においてエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」という。)を導入し、エネルギー管理支援サービスやEMSから得られる情報を活用する断続的なサービスを通じて、工場・事業場毎の省エネルギー事業を支援する責務を負うものとする。

また、SIIが別途定めるエネマネ事業者としての業務に対し、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。

(エネマネ事業者の解除)

第7条 SIIは、エネマネ事業者において、不正、業務の怠慢、その他不適当な行為が行われていることが明らかとなり、エネマネ事業者として不適切であると判断した場合、エネマネ事業者の登録を解除することができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 SIIは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 SIIは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 SIIは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第11条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第12条に従うべきこと。

(4) 補助事業者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第15条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、SIIが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、SIIの指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、SIIが第19条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、SIIが第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、SIIが第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、SIIが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第24条第3項及び第25条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、SIIの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、SIIの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

10. 交付規程(抜粋)

(申請の取下げ)

第11条 第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取り下げ届出書をSIIに提出しなければならない。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更の承認等)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIIに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 SIIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) SIIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) SIIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIIに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第16条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第13条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するSIIの会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をSIIIに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIIに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第18条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第19条 SIIは、第17条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第13条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 SIIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 SIIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 SIIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 SIIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

10. 交付規程(抜粋)

(補助金の支払)

第20条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 SIIは、第13条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第19条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 SIIは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 SIIは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第19条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第19条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第22条 SIIは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 SIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 SIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第17条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出して承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第26条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 補助事業者及びエネマネ事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書もしくは登録申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第28条 SIIは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。

この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、SIIが別にこれを定める。

附則

この規程は、平成27年3月5日から実施する。

2015年5月 第2版

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL:03-5565-4950

<http://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。